

大石田町都市計画マスタープラン

2023年（令和5年）3月

大石田町

目次

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景・目的	1
2 計画の位置づけ・構成	2
3 計画の目標年次・対象区域	3
参考. 都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割	4

第2章 まちづくり基本構想

1 まちの現況	5
2 まちづくりの将来像	7
3 将来像に向けた課題と基本目標	8
4 将来人口	12
5 将来都市構造	13

第3章 分野別まちづくり方針

1 土地利用の方針	15
2 都市施設・公共施設整備の方針	17
3 住宅・宅地供給の方針	20
4 都市防災の方針	21
5 自然環境保全・景観形成等の方針	23
6 重点施策	25

第4章 立地適正化計画

1 目指す市街地像	27
2 居住誘導区域・都市機能誘導区域	33
3 誘導施設	38
4 誘導施策	41
5 防災指針	44

第5章 実現化方針

1 パートナーシップによるまちづくりの推進	49
2 時代潮流に応じた自治体運営の推進	50
3 都市計画マスタープランの見直し	51

資料編

1 策定経緯	55
2 用語解説	56

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景・目的

これまでの成長時代においては、都市への急速な人口集中や産業の成長が進み、市街地が大きく拡大してきました。1968年（S43）に制定された都市計画法では、人口や産業の受け皿となる土地利用を計画的に配置し、都市活動を支える社会基盤を整備するための制度が体系化され、都市の健全な発展と秩序ある整備を重点として運用されてきました。

都市計画マスタープランは、1992年（H4）の都市計画法改正で規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。マスタープランとは、他の計画の上位に位置する総合的な計画のことであり、都市計画マスタープランは、まちづくりの将来ビジョンを明確化し、土地利用の配置や社会基盤の整備といった都市計画の方針を示す役割を担います。大石田町（以下、「本町」という。）では、2003年（H15）に「大石田町都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画を運用してきました。

しかし、全国的に人口減少や高齢化が進行し、社会情勢が大きく変化する今日では、いかに安定・成熟した社会を維持し、持続可能な都市経営を進めていくかが重要となっています。特に、このまま人口減少が進行した場合、医療・福祉・商業といった暮らしを支える生活サービス施設の存続が困難となったり、地域コミュニティが維持できなくなるなど、日常生活にも大きな影響が及ぶ可能性が高くなります。

こうした背景から、2014年（H26）に都市再生特別措置法が改正され、居住や生活サービス施設の緩やかな誘導を図るための「立地適正化計画」制度が創設されました。

立地適正化計画は、さらなる人口減少を見据えつつ、日常生活に不可欠な生活サービス施設の維持・誘導のため、関連する分野と連携しながらコンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{*}の考え方に基づいた都市構造の構築に取り組むための計画となります。

本町は、全国より早い段階から人口減少・高齢化が進行しており、さらに、今後もその傾向が顕著になる見込みであることから、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市計画へと方針を転換しつつ、日常生活を守るための取組がますます重要となっています。

そこで、本町では、まちづくりの将来ビジョンを明確化し、都市計画の方針を位置づける都市計画マスタープランに、居住や生活サービス施設の緩やかな誘導を図るための立地適正化計画を内包した「大石田町都市計画マスタープラン」を策定します。これにより、両計画を一体的に運用しながら持続可能な都市経営を目指すこととします。

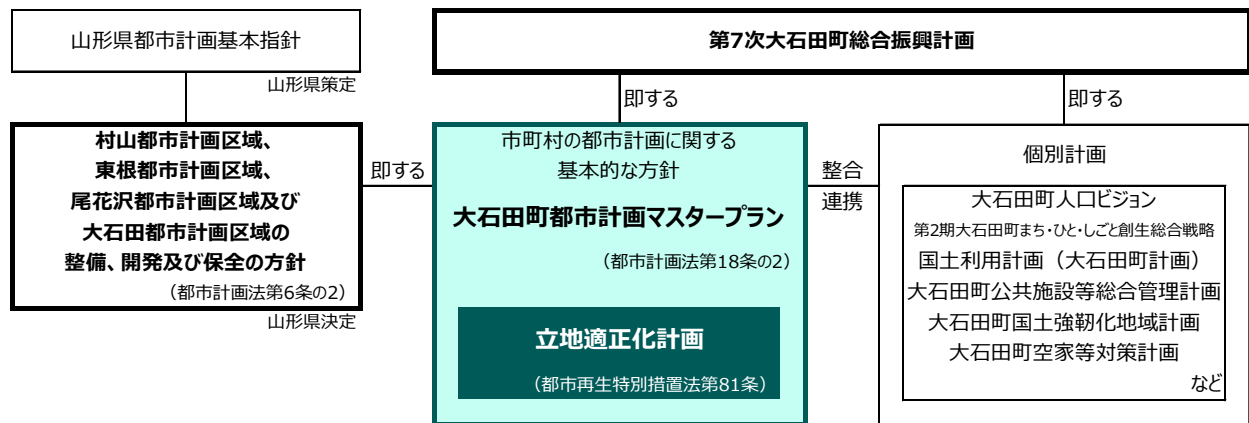
2 計画の位置づけ・構成

大石田町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）は、都市計画法第18条の2に基づき、本町のまちづくりの最上位計画である「第7次大石田町総合振興計画」及び広域的観点から山形県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を上位計画とし、これらに即して定めます。

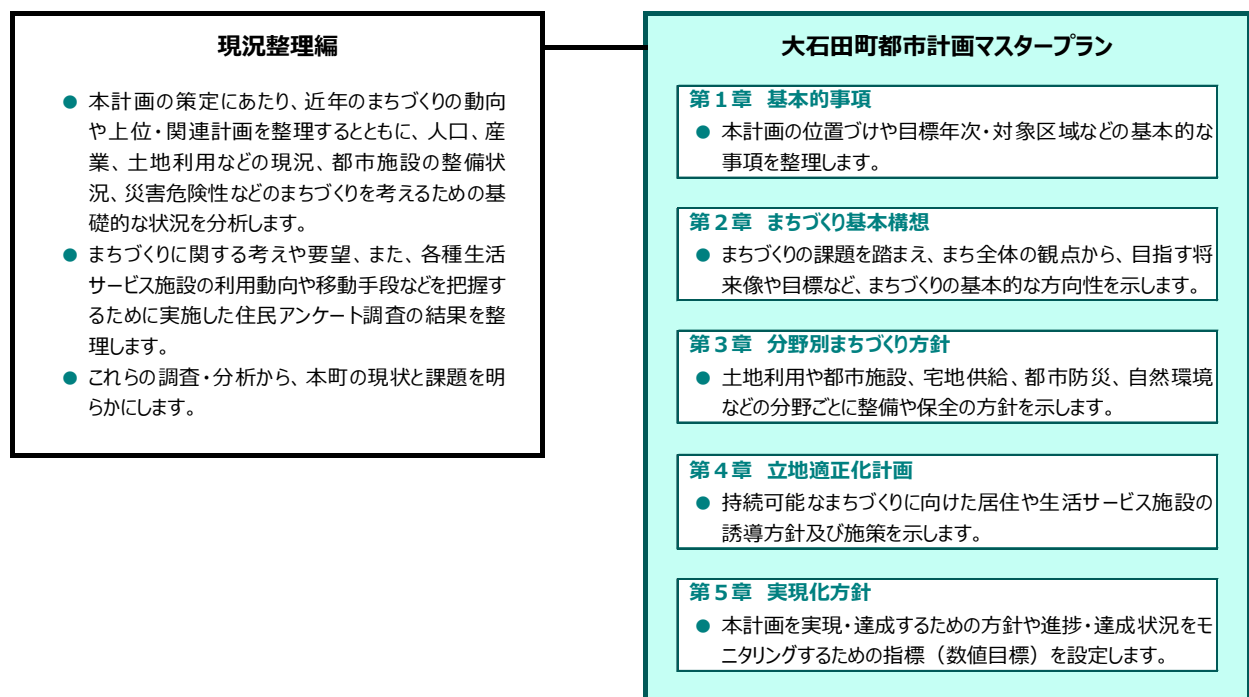
また、本計画は、まち全体の観点から将来像や目標を示す「まちづくり基本構想」、分野ごとに整備や保全の方針を示す「分野別まちづくり方針」に加え、都市再生特別措置法第81条に基づく「立地適正化計画」を内包する構成とすることで、相互の運用効率を高める形式とします。

なお、本計画の策定にあたり、本町の現況や住民意向を調査・分析した結果は、別途「現況整理編」として整理しています。

▶大石田町都市計画マスタープランの位置づけ



▶大石田町都市計画マスタープランの構成



3 計画の目標年次・対象区域

まちづくりは、中長期的な展望のもとで検討する必要があります。本計画は、個別・具体の施策や事業を実施するための基本方針となることから、概ね20年後のまちの姿を展望しつつ、10年後の2033年（R15）を目標年次とします。

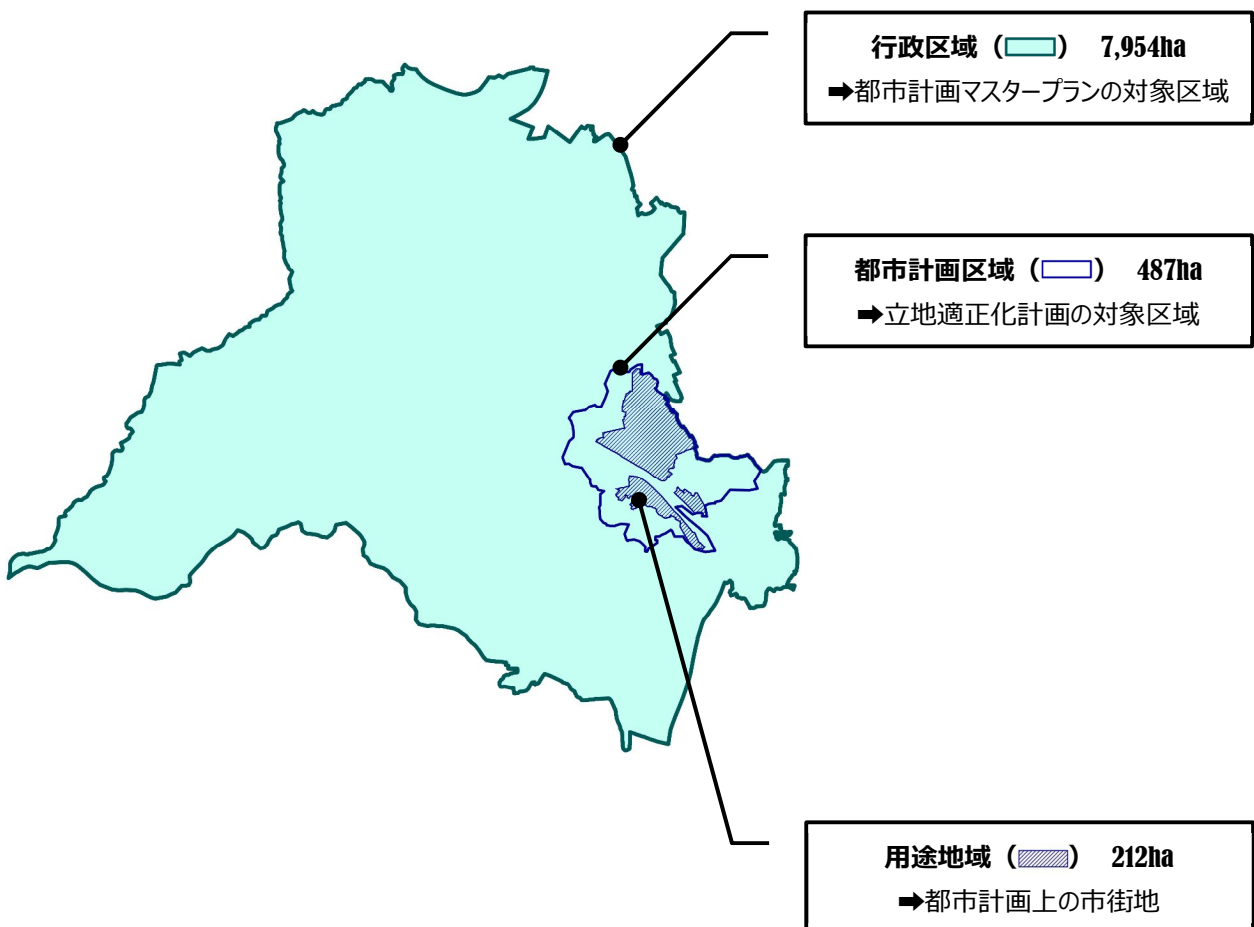
ただし、社会情勢の変化や一定期間ごとの分析・評価を踏まえ、計画期間内であっても必要が生じた際には本計画を見直すこととします。

また、本計画の対象区域は、行政区全体とします。

本町では、総面積7,954haのうち、都市計画区域の指定が487ha（6.1%）にとどまりますが、都市計画区域外の地域においても集落が形成されているほか、農地や山林といった自然資源、これらから形成される景観など、まちづくりを考えるうえで重要な要素が多いことから、行政区全体を対象区域とすることとします。

ただし、立地適正化計画に関しては、制度上、都市計画区域が対象となることから、用途地域の指定がある中心部における重点的なまちづくり計画として策定することとします。

▶都市計画区域の指定状況と計画の対象区域



参考. 都市計画マスタープランと立地適正化計画の役割

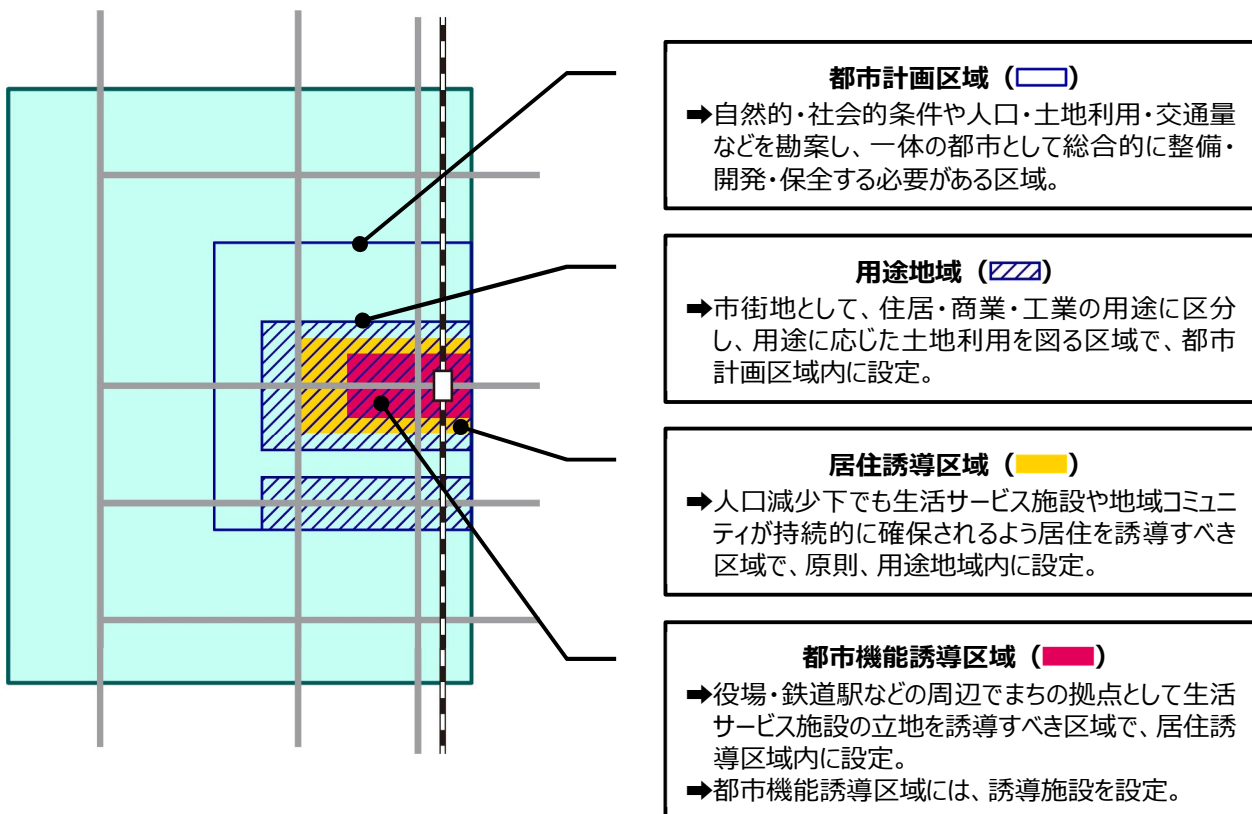
都市計画マスタープランは、「まちの空間づくり」に関して、その基本的な方針を定めるものです。具体的には、目指す将来像を設定し、骨格的な都市構造を立案します。そして、都市構造を構成する土地・建物、道路や公園といった都市基盤、農地や山林といった自然環境などの「空間的な要素」をどのように整備・保全していくべきか、ということを明らかにします。用途地域による土地利用の規制・誘導や街路事業・公共下水道事業といった都市施設の整備事業など、個別・具体の都市計画制度の運用は、都市計画マスタープランの考え方に基づいて進めることになります。

なお、都市計画区域外では、原則として都市計画制度は適用されませんが、「まちの空間づくり」の方針として、本計画は行政区域全域を対象区域とします。

一方、立地適正化計画は、都市計画マスタープランで位置づけた都市構造の実現にあたり、居住や日常生活を支える機能を誘導するために策定するものです。現在のまま人口減少が進行した場合、医療・福祉・商業などの暮らしを支える生活サービス施設の利用者が減少し、施設の撤退で生活が不便となり、さらに人口減少が進むといった負のスパイラルに陥ることが危惧されます。立地適正化計画は、こうした負のスパイラルに陥らないよう、人口減少が進行するなかにおいても一定の地域に居住や生活サービス施設を誘導していくための計画となります。

具体的には、居住及び生活サービス施設の立地の適正化の方針を定め、居住を誘導すべき区域（以下、「居住誘導区域」といいます。）及び医療・福祉・商業などの生活サービス施設の立地を誘導すべき区域（以下、「都市機能誘導区域」といいます。）を定めます。また、居住誘導区域については居住誘導の施策を、都市機能誘導区域については誘導すべき生活サービス施設を都市機能増進施設（以下、「誘導施設」といいます。）として定め、その誘導施策を示します。

▶ 立地適正化計画における区域設定イメージ



第2章 まちづくり基本構想

1 まちの現況

人口や産業、土地利用、都市施設などの状況、住民意向を整理した「現況整理編」を踏まえ、本町を取り巻く現況を以下のように整理します。

人口

- 一貫して人口、世帯数の減少が続いており、少子高齢化の傾向が顕著です。
- 人口動態としては自然減少*かつ社会減少*の動向が続いています。社会動態について年齢別にみると、15歳から39歳で大きく転出超過ではあるものの、この年齢層では転入も確認できます。
- 今後も人口減少が続き、2020年（R2）の6,577人から2030年（R12）に約5,100人、2040年（R22）に約3,800人となる見込みです。

産業

- 町内の事業所数及び従業者数は2014年（H26）まで減少となっていました。2016年（H28）に増加に転じています。
- 事業所数は卸売・小売業、建設業、従業者数は製造業、医療・福祉が多くなっていますが、全体として小規模の事業所が多くなっています。
- 生産額は、製造業が全体の21.1%を占めており、他の業種と比較して突出しています。

土地利用・都市施設

- 用途地域では都市的土地利用が進み、用途地域無指定地域（白地地域）ではほぼ自然的土地利用となっています。都市計画区域外を含む用途地域以外の地域では農地や森林などの自然が保全されています。
- 用途地域は都市的土地利用を推進すべき地域ですが、一部の住居系用途地域ではまとまった農地も残る状況です。
- 都市計画道路、都市計画公園、上下水道といった都市施設は概ね整備済みですが、都市計画道路は未整備区間を多く残す路線もあります。

生活サービス

- 本町は、尾花沢市や村山市などとの繋がりが大きく、概ね山形市までの範囲が日常的な生活圏となっています。
- 生活サービス施設はほとんどが中心部に立地しているほか、一部は各地域の集落に立地しています。しかし、商業施設や医療施設（病院）は町内に立地しておらず、隣接市を利用している状況です。
- 主要な公共交通はJR奥羽本線（山形新幹線）及び山交バスであり、山交バスについては町内に9箇所のバス停が設置されていますが、ともに利用者は減少傾向となっています。その他、本町の福祉事業である福祉バス（2系統）、福祉タクシー、高齢者タクシーなどが主な公共交通となっています。

自然災害

- 水害については、2019年（R元）の台風19号、2020年（R2）の令和2年7月豪雨で大きな被害に見舞われました。令和2年7月豪雨では最上川が氾濫しましたが、これは特殊堤防*が完成してから初めてであり、その降雨量の多さがうかがえます。最上川において想定最大規模（L2）*の氾濫が生じた場合、市街地でも広く浸水が見込まれます。
- 本町は、全国でも有数の豪雪地帯であり、2012年（H24）の平成23年度豪雪では、建物被害に加えて人的被害も発生しています。
- 地震については、死者が発生するような大規模なものには見舞われていません。しかし、本町周辺の断層帯で内陸地震が発生した場合、最大でマグニチュード7.0を超える可能性が指摘されています。

地域資源

- 主な地域資源としては、史跡や建造物などのほか、自然環境に恵まれた本町は多数の天然記念物や名勝を有しています。
- 環境省のかおり風景100選*に「大石田町そばの里」が選ばれており、手打ちそば屋が軒を連ねるそば街道は多くの来客があります。

財政

- 町民交流センター「虹のプラザ」の整備に係る財源として地方債*を発行してきたことで、今後、償還による公債費*が増加し、その対応としての基金繰入金*の増加による積立額の減少が見込まれます。
- 中長期的には、さらなる人口減少による地方税の減少や少子高齢化に伴う扶助費*の増加などが見込まれるなか、今後40年間で耐用年数を迎える公共施設の更新費用は年平均8.2億円となり、一般会計予算の約2割に相当する額となる見込みです。

※人口や産業等のまちの現況に関する詳細は、「現況整理編」参照。

2 まちづくりの将来像

本計画の上位計画であり、本町のまちづくりの最上位計画である第7次大石田町総合振興計画では、目指す将来像を次のように定めています。本計画は、第7次大石田町総合振興計画の達成に向けて、都市計画分野の基本的方向性を定めるものです。

そのため、将来像や方向性は第7次大石田町総合振興計画と共通とします。

本町は、水と緑の豊かな自然環境をはじめ、農業の町としての歩み、整った広域交通環境、特色ある歴史・文化など、様々な特性を持っています。これらの特性を次代へ継承し、最大限に活かしながら、本町ならではの特色あるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、少子高齢化の進行をはじめ、環境保全の重要性の高まりや高度情報化・グローバル化の進展、人々の価値観・生活様式の多様化、地方分権の一層の進展など、本町を取り巻く時代の潮流は大きく変化していることから、これらを十分に踏まえたまちづくりを進めていくことが必要です。

これらから導き出される主要課題の解決に向け、「安全・安心」、「快適・豊かさ」、「活力・協働」の基本理念に基づき、本町が目指す将来像を次のように定め、これまでのまちづくりの取り組みを引き継ぎながら、水と緑の豊かな自然と共生するまちづくり、子どもから高齢者まで町民一人ひとりの生命や個性が重視され、健康で安全・安心に暮らせるまちづくり、快適さや豊かさが実感でき、住んでいてあたたかさを感じる事ができるまちづくりに取り組みます。

美しい自然と共生し、安心して暮らせるあたたかいまち

(第7次大石田町総合振興計画と共通)

3 将来像に向けた課題と基本目標

目指す都市の将来像「美しい自然と共生し、安心して暮らせるあたたかいまち」を達成するうえでの課題及び課題を踏まえたこれからのまちづくりの基本目標を次のように定めます。

【人口】×【土地利用・都市施設】×【財政】

将来像の達成に向けた課題

- 持続可能なまちづくりのためには、住みたい・住んで良かったと思われるような移住・定住施策に加え、交流人口・関係人口の拡大などの地方創生*の取組と合わせて、その基盤となる市街地の整備を推進していく必要があります。
- 厳しい財政見通しのなか、現在のコンパクトな市街地からなる都市構造を堅持しつつ、中心部の未利用地の活用や住民生活を支える都市施設・公共公益施設の配置、総量の最適化を図っていく必要があります。
- 自然環境に恵まれた農業のまち、最上川舟運文化を残すまちとして、水・緑と調和する自然豊かなまちづくりを推進していく必要があります。



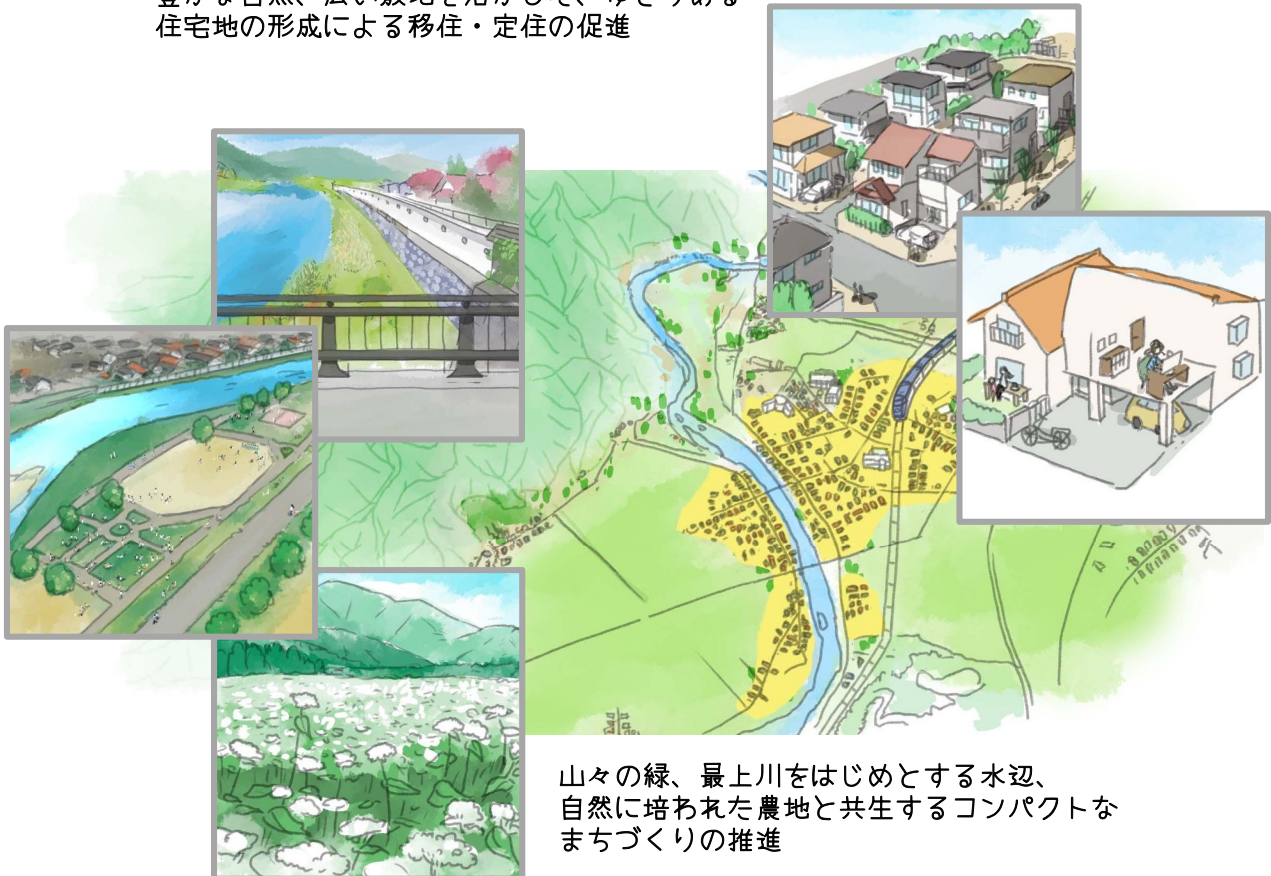
まちづくりの基本目標①

人と自然が共生する

豊かでゆとりあるまちづくり

▶市街地の未利用地や既存の都市基盤を活用しながら移住・定住を促進し、コンパクトながらもゆとりのある、自然と共生する豊かなまちを目指します。

豊かな自然、広い敷地を活かした、ゆとりある住宅地の形成による移住・定住の促進



山々の緑、最上川をはじめとする水辺、自然に培われた農地と共生するコンパクトなまちづくりの推進

【土地利用・都市施設】×【自然災害】

将来像の達成に向けた課題

- 本町は、最上川の恩恵を受けて農業や舟運で発展してきた一方、令和2年7月豪雨ではその氾濫で大きな住家被害・農作物被害が発生しています。また、想定最大規模（L2）*の洪水が発生すると、広い範囲で浸水する見込みであることから、流域都市とも連携しながら、ソフト・ハードの両面で水害対策を推進する必要があります。
- 本町は、全国有数の豪雪地帯であり、冬期の交通を加味した道路・歩道の整備や流雪溝の整備が必要です。また、流雪溝は、水源の確保や効率的な利用のためのルール周知を徹底する必要があります。
- 本町周辺の断層帯で内陸地震が発生した場合、最大でマグニチュード7.0を超える可能性が指摘されており、建物や都市基盤の耐震化をはじめ、避難対策や行政区域を超えた広域的な連携対策を推進する必要があります。

まちづくりの基本目標②

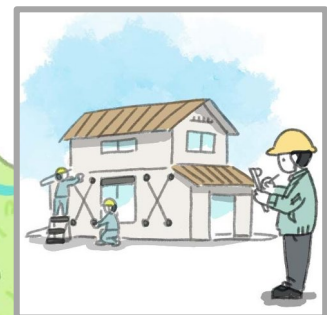
安全・安心が実感できる

災害に強いまちづくり

- ▶頻発する自然災害を教訓とした戦略的な土地利用や都市基盤の整備により、安全・安心を実感できる災害に対して強く、しなやかなまちを目指します。



土砂災害防止、河川改修・堤防強化、耐震改修など、まちを守るための防災基盤の整備



避難訓練、要配慮者*支援、地域での協力除雪など、コミュニティを中心とした防災・減災対策、克雪対策の推進



【人口】×【土地利用・都市施設】×【生活サービス施設】

将来像の達成に向けた課題

- 人口減少に伴い、都市基盤の維持管理や公共サービスの水準の低下、民間が提供する日常生活に必要なサービス施設の撤退が懸念されるなか、サービスの効率化・存続のためには一定のエリアに居住やサービス施設を誘導していく必要があります。
- 人口規模の小さい本町では、民間のサービス施設の立地誘導が難しい面もあることから、高齢化の進行状況も踏まえ、隣接市のサービス施設を利用するための移動手段を確保する必要があります。
- 一定以上の規模・水準を有する民間サービス施設は、圏域のなかで成り立つものであり、また、公的サービスのなかには行政間が連携することでスケールメリットが働くものがあることから、今後とも山形連携中枢都市圏*において機能分担を図りながら、生活利便性を向上させていく必要があります。

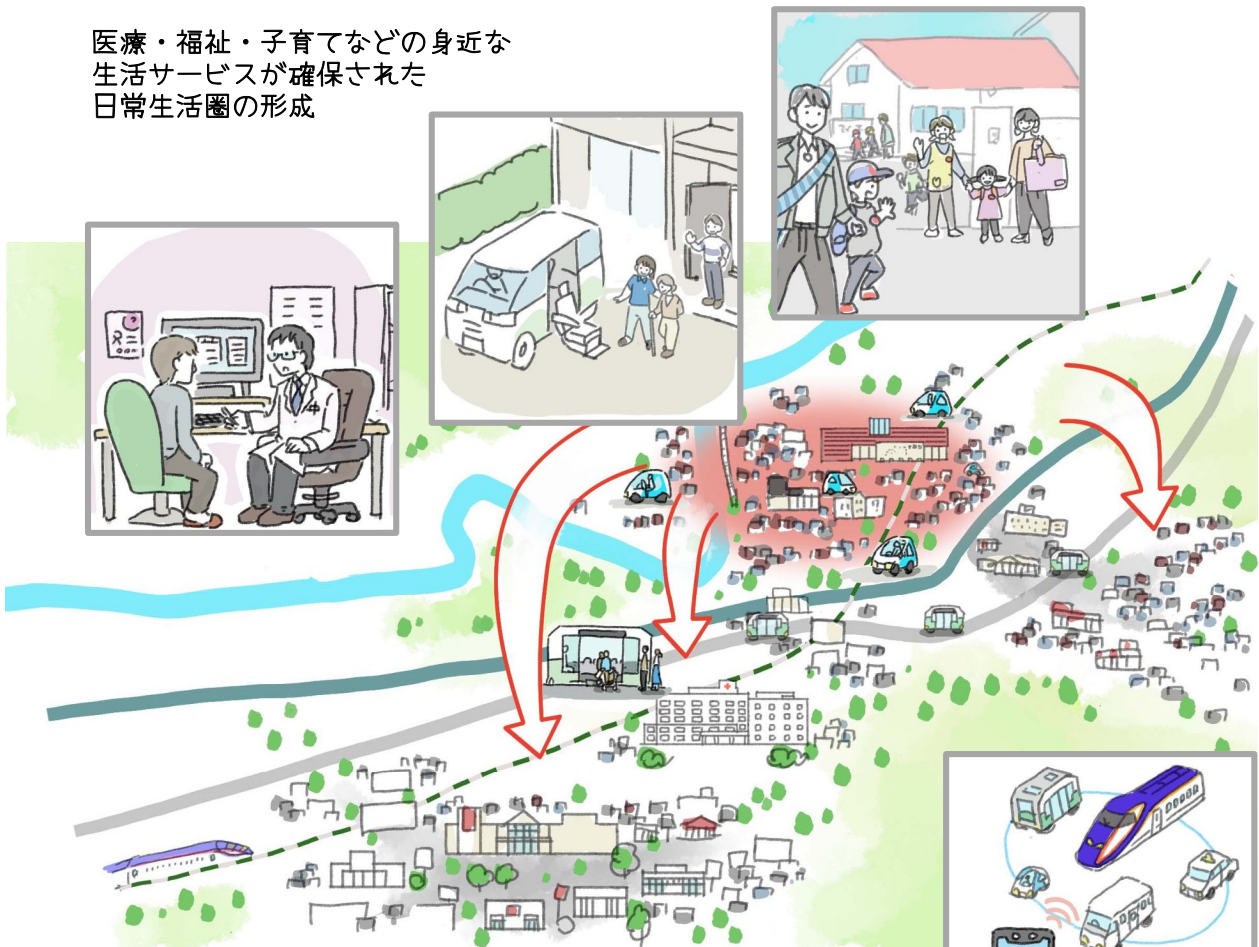


まちづくりの基本目標③

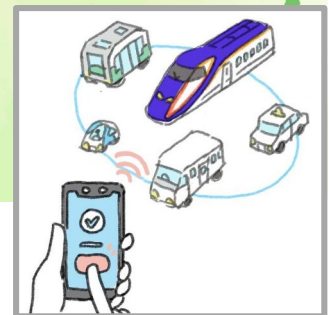
利便性・快適性の高い
暮らしやすいまちづくり

▶山形連携中枢都市圏の市町による機能分担を図りつつ、日常生活圏で各種サービスを楽しむことができる利便性の高い、快適なまちを目指します。

医療・福祉・子育てなどの身近な生活サービスが確保された日常生活圏の形成



利用実態に応じた新たな輸送サービスの導入、ICT*の活用による町内外を結ぶシームレスな公共交通ネットワークの形成



【土地利用・都市施設】×【産業】×【地域資源】

将来像の達成に向けた課題

- 人口減少に対して安定した財源を確保し、持続可能なまちづくりを進めるためには、次代を担う若い世代の移住・定住促進が必要ですが、そのためには、働く場所を確保し、就労先・居住先として選ばれるまちづくりを推進する必要があります。
- 東北中央自動車道（東根～尾花沢）が2022年（R4）に全線開通し、広域交通利便性が大きく向上する一方、都市間競争が激化していることを踏まえ、これまで以上に企業誘致に向けた取組を推進する必要があります。
- 東北中央自動車道の全線開通は、山形都市圏や仙台都市圏など、広域的な誘客を拡大する機会となることから、地域の文化・資源に磨きをかけ、広域的な視点から観光・交流人口の拡大、地域経済の活性化を図る取組を推進する必要があります。

まちづくりの基本目標④

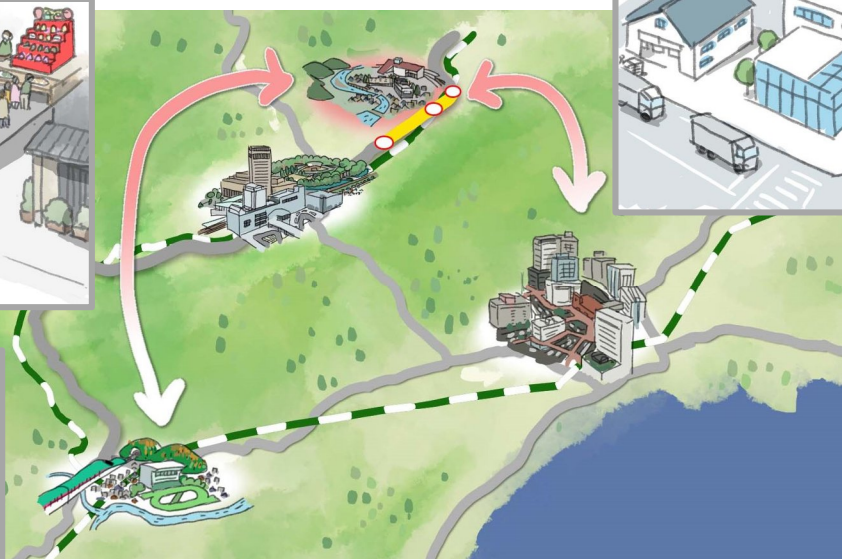
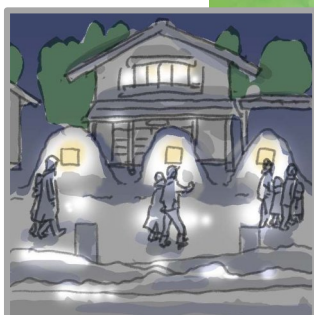
地域の産業活動が盛んな
活力あるまちづくり

▶ 広域交通利便性を活かした企業誘致や観光・交流人口の拡大に向けた地域の文化・資源の磨き上げを推進し、地域活力の源となる産業が盛んなまちを目指します。

東北中央自動車道の開通を活かした新たな企業誘致、雇用創出の推進



地域文化・資源の磨き上げと
魅力発信の強化、
観光・交流人口の拡大促進



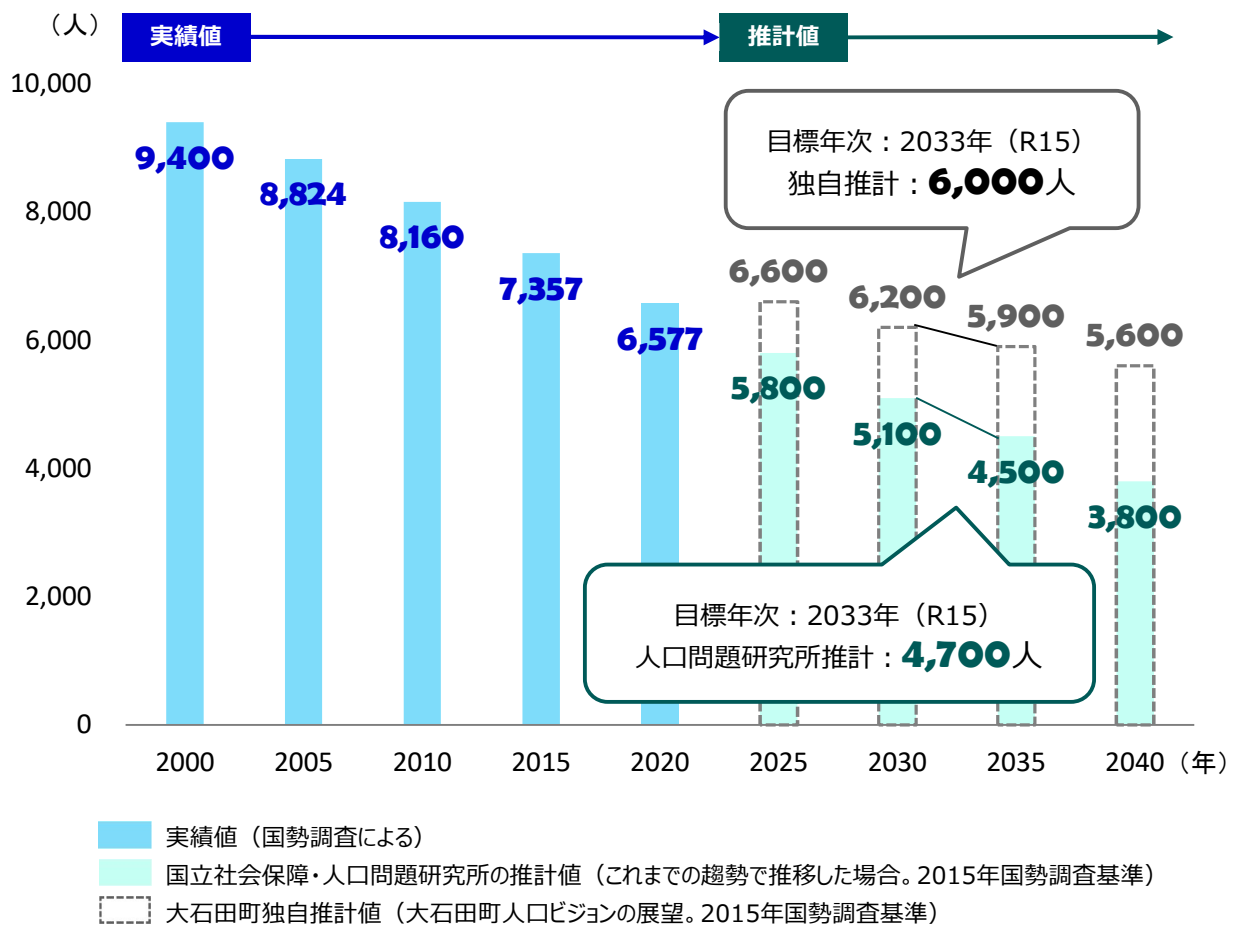
4 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所*の推計（2015年（H27）国勢調査基準）によると、本町では今後も人口減少が進み、本計画の目標年次である2033年（R15）には約4,700人となる見込みです。これに対して、大石田町人口ビジョンでは、各種施策の効果として合計特殊出生率*の上昇、転出超過の抑制を想定し、2033年（R15）に約6,000人とする展望を掲げています。

こうした2つの推計値に対して、都市計画運用指針（国土交通省）では、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を基本とすべきとされていることから、本計画では2033年（R15）の人口を約4,700人とします。ただし、大石田町人口ビジョンの展望を踏まえ、可能な限り人口減少を抑制し、2033年（R15）に約6,000人とすることを目標とします。

目標年次2033年（R15）における計画人口 約4,700人
（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口）

▶ 将来人口の予測



5 将来都市構造

本町の都市構造は、概ね、役場や大石田駅を中心とする「市街地」の空間、水田が広がり集落が点在する「農地」の空間、大高根山とその周辺の「森林」の空間の3つから構成されています。

これら3つの空間において、最上川が貫流しており、JR奥羽本線（山形新幹線）をはじめ、東北中央自動車道や国道13号、国道347号といった主要な交通網が形成され、都市間を結ぶ骨格的な交通軸となっています。

本町においては、現在の市街地・農地・森林の空間を大きく改変することなく、「美しい自然と共生し、安心して暮らせるあたたかいまち」を目指します。

【市街地ゾーン】

- 人口減少・高齢化が進行するわが国では、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク*の考え方に基づき、居住や生活サービス施設の集約と公共交通ネットワークの形成を両輪とした持続可能な都市構造の構築が求められています。本町ではコンパクトな市街地が保たれていますが、一部には未利用地が残るほか、最上川の沿線は浸水のリスクも含んでいます。
- ▶雪国としての地域特性を踏まえながら、中心部を都市拠点と位置づけ、未利用地や既存の都市基盤を活用しつつ日常生活の利便性を確保するとともに、頻発化・激甚化する自然災害に対して強さ・しなやかさを備えた市街地空間の形成を目指します。また、舟運文化の面影を残すまち、文人墨客*が訪れた水と緑に恵まれたまちとして、豊かな自然と調和したまちづくりを推進します。

【農地ゾーン】

- 本町は、農業を中心として発展してきたまちであり、稲作のみならず、スイカやそばの名産地ともなっています。特に、本町はそばで知られ、そば街道には多くの観光客が訪れており、地域特有の観光資源にもなっています。こうした豊かな農地の空間に複数の集落が形成されていますが、農業の担い手不足・高齢化などを背景に遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念されます。
- ▶本町の基幹的産業として、また、ふるさとの風景として農地の保全・活用を推進するとともに、集落においては効果的・効率的な市街地や隣接市への移動手段を検討し、生活利便性の確保を図ります。

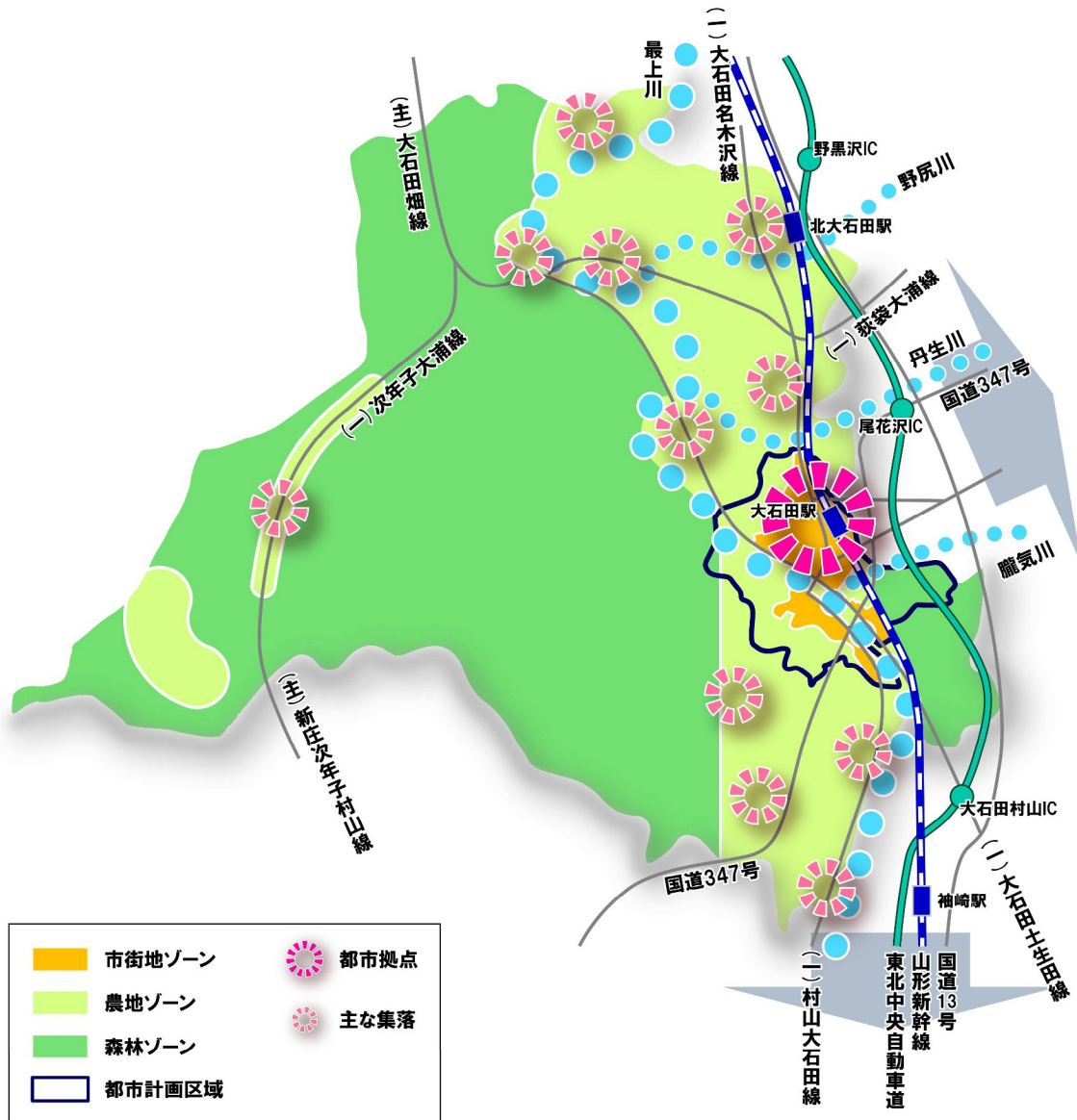
【森林ゾーン】

- 気候変動をはじめとする地球環境問題への関心が一層高まりをみせており、国際的にもSDGs*の取組やカーボンニュートラル*・脱炭素社会の実現に向けた取組が加速しています。森林は自然環境の保全のほか、水源の涵養、景観形成、生物多様性*の保全などの多面的な機能を有していますが、林業の担い手不足・高齢化などを背景に荒廃が懸念されます。
- ▶産業としての観点のみならず、自然環境との共生、環境負荷低減を念頭においた土地管理・保全の観点から健全な森林の保全・再生・創出を図ります。

【骨格交通網】

- 本町の交通網は、JR奥羽本線（山形新幹線）や東北中央自動車道、国道13号などの南北方向の幹線を中心として形成されています。また、東西方向には国道347号などにより尾花沢市や村山市とのネットワークが形成されています。こうした幹線道路を軸として、総合的な道路交通体系を構築する必要があります。
- ▶本町では、生活圏が尾花沢市や村山市、東根市に広がること、東北中央自動車道が開通したことを念頭に幹線道路を整備し、骨格的な交通網を形成します。また、骨格的な交通網を中心として身近な生活道路の整備・維持管理を図ります。この際、緊急車両の通行や冬期の除雪、子どもや高齢者の利用に配慮し、安全で快適な道路づくりに努めます。

▶将来都市構造



第3章 分野別まちづくり方針

1 土地利用の方針

土地は、住民生活や経済・産業活動を支える最も基本的な基盤であり、限られた資源です。本町では、人口減少下においても持続可能な都市経営を進めていくこと及び豊かな自然環境を次世代に繋いでいくことを念頭におき、既存ストック*の活用を基本としながら、働き方・暮らし方の意識、社会情勢の変化に応じた計画的な土地利用を推進します。

市街地ゾーン

【住居系】

- 住居系市街地で計画的に開発された地区では、良好な低層住宅地として、生活道路や下水道などの都市基盤の適正な維持管理を図り、快適な居住環境の保全に努めます。
- 面的な整備が実施されていない地区では、道路・消融雪設備の整備や低未利用地の有効利用などにより良好な居住環境の形成を図ります。
- 災害危険性の低いエリアでは、移住・定住を促進するために、未整備の都市計画道路の整備と合わせて、快適でゆとりある住宅地としての土地利用を誘導します。

【商業系】

- 中心部の商業系市街地では、短冊型の敷地と町家によるまち並みの保全に努めるなど、最上川舟運の中心河岸として栄えた歴史・文化が感じられるまちづくりを進めます。
- 地元商店や診療所、福祉施設などの暮らしに必要な生活サービス施設の維持に努めるとともに、隣接市を含めた圏域のなかで生活サービス施設の誘導や移動手段の確保を検討します。
- 大石田駅及び駅西エリアは、尾花沢市銀山温泉の利用者の経由地となることから、大石田駅都市施設の改修を活かしたまちの魅力・観光情報の発信機能を強化するとともに、風土を感じられる景観の形成に努めます。

【工業系】

- 周辺の居住環境に配慮しつつ、道路交通ネットワークや未利用地を活かして企業誘致を推進します。
- 企業誘致に向けては、地域経済の活性化や地元就業につながるよう、山形県や町商工会などと連携し、立地条件からみた業種の可能性や企業と求職双方のニーズ調査などの分析を行います。

市街地ゾーン

【市街地全体】

- 住民の合意が得られるエリアでは、地区計画*や建築協定*などを活用し、土地利用のルール制定を検討します。
- 民間による新たな宅地開発に対しては、敷地内で堆雪が可能となるような指導に努めます。
- 用途地域内で一定のまとまった農地が残るエリアでは、土地利用計画の見直しを検討します。

農業集落ゾーン

- 農地は、本町の基幹産業である農業を支える基盤であることから、荒廃の防止に努め、生産性が高く安定した営農環境の維持に努めます。
- 農業従事者の高齢化や減少への対応として、農地中間管理機構*との連携による農地の集約化や貸付、企業参入の促進などを図ります。
- 農地を守るうえで重要な役割を担う主な既存集落では、生活道路や消融雪設備の計画的な整備や維持管理を進め、良好な生活環境の形成に努めます。
- 農業の維持・活性化に向けて、地産地消の推進や生産者と消費者の交流促進、稲作などの農業体験といった食育の取組を通じて、農業の重要性や魅力を発信していきます。
- 都市計画区域外の農地において、交通利便性が高く、地域振興に資する企業誘致の可能性が高い場合は、営農に関する地権者の意向などを踏まえつつ土地利用の転換について検討します。

森林ゾーン

- 大高根山とその周辺からなる森林は、貴重な自然であり、多種多様な動植物の生息・生育地であるとともに、土砂災害の防止や地球温暖化の緩和、景観の形成などの公益的役割を担うことから保全を基本とします。
- 森林を健全な状態に保つためには継続的な手入れが必要であることから、林業の人材育成・担い手を確保するとともに、地域材の流通拡大・利用促進を図ります。
- 豊かな自然環境に恵まれた立地条件を踏まえ、森林機能を低下させないことを基本として、住民の憩い・レクリエーション、環境学習の場としての利活用を促進します。

河川ゾーン

- 最上川及びその支流となる河川は、かんがい用水や生活用水などの利水、多様な動植物の生息・生育環境、まちに潤いをもたらす水辺空間として、都市と自然双方の視点にたった保全・利活用を図ります。
- 洪水被害から住民の生命・財産を守るため、国や県、流域都市と連携しながら堤防強化や河道掘削などの治水対策を進めます。
- 下河原緑地は、最上川とふれあう親水空間として、また、グラウンドなどが整備されたスポーツ・レクリエーションの場としての活用を図るとともに、沿岸の修景に努めます。

2 都市施設・公共施設整備の方針

持続可能な都市運営のためには、都市施設（道路、公園、下水道など）や公共施設（学校、文化施設など）を計画的に維持管理し、まちづくりに活かしていくことが必要です。一方で、安全で快適な暮らしを確保し、移住・定住や企業誘致を促進するためには新たな施設整備も検討する必要があります。本町では、既存施設の維持管理・有効活用と新たな施設整備にメリハリをつけながら、より使いやすく、充実した施設としていきます。

道路

- 日常生活圏を勘案し、東北中央自動車道や国道13号、国道347号などの広域的な幹線道路に配慮した町内幹線道路網を形成します。
- 効率的な土地利用や市街地内の交通利便性を向上させるため、都市計画道路の整備を推進します。なお、長期未着手の都市計画道路は、周辺地域に与える整備効果や財政負担などの観点から見直しについても検討します。
- 新たな道路の整備により交通環境の変化が想定される場合は、交通事故危険箇所の把握に努め、交通安全施設の整備を進めます。
- 整備済みの道路及び橋梁は、計画的な維持管理・修繕・更新などにより長寿命化を図ります。
- 市街地や集落内の狭あい道路及び行き止まり道路は、緊急車両の通行や円滑な避難行動といった地域の防災性向上に配慮しながら、沿道建物の機能更新に合わせた拡幅整備など、地域住民と協働して整備を進めます。
- 歩行者・自転車・自動車が安心して利用できる道路とするため、歩車分離やガードレール設置、路肩部分のカラー舗装整備などを推進します。また、段差解消や有効幅員の確保など、子どもや高齢者に配慮したバリアフリー化に努めます。

公共交通

- 鉄道、バス、タクシーの公共交通の維持・確保に努めるとともに、各公共交通の連携により、日常生活における住民の移動手段を確保します。
- 通勤・通学・通院などの交通手段として必要な山交バスについては、財政的支援を継続するとともに利用促進に努めます。
- バス路線の設定が困難な地域への対応として、大石田町高齢者タクシーのサービスを継続します。また、住民ニーズに応じたデマンド型交通*や超小型モビリティ*、自動運転技術といった新たなサービスの動向を踏まえ、将来的な導入可能性について検討します。

公園・緑地

- 身近な公園・緑地は、住民と協力し、誘致距離・規模を考慮しつつ、公共施設整備や地区のまちづくりにあわせて計画的な整備を進めます。
- 虹ヶ丘公園や町民の森は、最上川と大石田のまち並みを一望できるビュースポットとして、町内外から広く利用される環境整備に努めます。
- 田沢大堤親水公園は、水と自然にふれあいながら地域の交流を創出する環境整備に努めます。
- 下河原緑地をはじめ、最上川の河川敷などの線的な緑地は、緑道やレクリエーションの場としての活用を図ります。
- 街路樹や公共施設用地の樹木は、景観に配慮した配置・樹種とし、良好な生育環境を保全します。
- 行政、住民、事業者が一体となった緑の豊かなまちづくりに向けて、公共施設や民間施設の緑化に努めます。

上下水道

- 上水道は、安定して安全な水を供給するため、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と協力し、適切な維持管理や老朽化した施設の更新、長寿命化を図ります。
- 公共下水道は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合と協力し、適切な維持管理や老朽化した施設の更新、長寿命化を図るとともに、安定的かつ効率的な事業経営が図られるよう努めます。また、公共下水道の未整備地区では、合併処理浄化槽設備*の整備を促進します。
- 農業集落排水処理施設*は、大石田町農業集落排水事業経営戦略に基づき、計画的な施設の改築・修繕、事業コストの平準化に努めます。

雪対策施設

- 流雪溝や消融雪設備が未整備の地区では、国・県などの関係機関とも連携しながら計画的な整備を推進します。また、各道路管理者と連携・協力し、雪崩防止柵や防雪柵などの防雪施設の整備を進めます。
- 道路施設の整備・更新に際しては、堆雪を考慮した幅員の確保や消融設備の設置・更新、空き地を活用した雪捨て場や車両のすれ違いスペースの確保に努めます。
- 流雪溝の利用について、住民による利用協力会の運用管理を促進します。また、流雪溝の有効利用のためには安定した水源の確保が重要であることから、水源または水利の使用について検討します。
- 町有の除排雪機械の計画的な更新を図るとともに、住民の小型除雪機械の購入に対する補助金制度を継続します。

その他施設

- 町民交流センター「虹のプラザ」は、生涯学習・文化交流の拠点となる施設として、多様な活動に対応する設備の充実を図るとともに、住民が楽しめる企画・イベントの誘致を進めます。
- あつたまりランド深堀は、住民のみならず広く利用される魅力的な施設となるよう、民間のノウハウ・アイデアを取り入れながら経営を見直していきます。
- 改修整備が進んだ大石田駅都市施設は、本町の玄関口及び銀山温泉への経由地として、商業事業者や交通事業者などと連携しながら交通・観光の機能強化を図ります。
- 地域包括支援センター（地域包括支援事業）は、地域の社会福祉法人などと連携し、町内における介護福祉・障がい者福祉サービスの機能・体制の強化を図ります。
- 小学校の統合及び小中一貫教育については、引き続き、地域住民をはじめ有識者などの意見を踏まえながら準備を進めます。また、統合に伴い廃止される校舎の活用可能性や解体とする場合の土地の有効活用の検討を進めます。
- 公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する施設は、すべての利用者が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン*への対応を図ります。
- ウィズコロナ・アフターコロナ*時代においては、公共施設の安全な利用のために、アルコール消毒や検温器の設置などの対応を継続します。

3 住宅・宅地供給の方針

今日の住宅政策は、人口減少・少子高齢時代における地域づくり、ライフスタイルの変化、災害に対する安全性、地球環境問題への配慮など、従来以上に多様な視点が求められています。本町では、自然に囲まれたゆとりのある空間、広域的交通の利便性を活かしながら、誰もが安心・快適に住み続けることができる持続可能な住宅政策を推進します。

既存住宅

- 住み慣れた住宅で長く快適に暮らすことができるよう、リフォーム支援事業を継続します。リフォームにおいては、バリアフリー化、耐震化、省エネ化、克雪化などを支援要件とすることで、社会情勢や本町の風土に即した住宅の普及を促進します。
- リフォームや耐震改修に関しては、国や県において多様な支援メニューが創設されていることから、関係団体などと協力しながら、その普及啓発及び活用促進を図ります。
- 今後、さらなる増加が見込まれる空き家は、災害や防犯の観点から所有者による適切な管理を促進するとともに、危険性の高い空き家は必要に応じて解体するなどの対策を進めます。
- 良好な状態の空き家や優れた立地条件の空き家・空き地は、空き家バンク*を通じた流通や他の用途への転換などによる利活用を促進します。

新規住宅

- 大石田駅周辺は、町内でも生活利便性が高く災害危険性が低いエリアですが、未利用地も残ることから、若者世帯や新婚・子育て世帯の定住、UJIターン*希望者の移住、テレワーク*の進展による住まい方の変化などを見据え、今日のニーズを満たす住宅地の形成を図ります。
- 新規住宅の建築にあたっては、長期優良住宅*やZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）*、スマートハウス*などの普及に努め、優良なストックとしていくことで持続的な利用を促進します。
- 県と連携し、産学官による雪処理の負担が少ない快適な克雪住宅の開発・普及を促進します。

公営住宅等

- 住宅セーフティネット*としての観点から、町営住宅の計画的な維持管理、更新を図ります。また、地域優良賃貸住宅制度*により、民間活力も活用しながら優良で低廉な賃貸住宅の供給に努めます。
- 老朽化が進む町営住宅は、利用者のニーズや家賃算定基礎額*、維持管理费用などを総合的に勘案し、長寿命化対策や新規整備について検討します。
- 超高齢社会を踏まえ、山形連携中枢都市圏*の市町や県、事業者などと連携し、需給バランスを検証しながらサービス付き高齢者向け住宅*の整備などを検討します。

4 都市防災の方針

頻発化・激甚化する水害や地震災害を受けて、わが国では従来の防災・減災対策のあり方が大きく変化しています。さらに、豪雪地帯に位置する本町では、冬期の雪害対策も急務となっています。まちづくりにおいても、過去の自然災害を教訓として、災害に強く、また、致命的な被害を回避するため、ハード・ソフトを総動員した防災対策を推進します。

水害・土砂災害対策

- 河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進します。また、想定される水害の規模・頻度などを勘案し、排水ポンプなどの確保についても検討します。
- 令和2年7月豪雨を踏まえた対策として、国と連携し、堤防機能の強化や河道掘削などの最上川水系流域治水プロジェクト*に基づく事業の円滑な実施を図ります。
- 特に甚大な被害が発生した最上川中流・上流部において、国が実施する緊急治水対策プロジェクトである最上川左岸の引堤による堤防整備及び堤防整備に合わせた大石田大橋の架替（改良）事業と協力・連携し、令和2年7月豪雨と同規模降雨に対する浸水被害の解消を図ります。
- 山間部では、やまがた水害・土砂災害対策中期計画などに基づき、県との連携により計画的な土砂災害防止工事を促進します。
- 高確率で浸水被害が想定されるエリアでは、浸水深と地域の建物の高さの状況や人口動向・高齢化率、避難所までの距離などを総合的に勘案し、一時避難所の整備や土地利用規制などについて検討していきます。
- 最上川流域治水協議会を通じて、流域全体で情報を共有しながら総合的な治山・治水対策を進めます。

地震災害対策

- 山形盆地断層帯などで想定される最大クラスの地震に対し、公共施設や橋梁、ため池などの耐震化を推進します。
- 民間の建築物については、県と連携して耐震診断や耐震改修を促進します。
- 市街地や集落内における円滑な緊急車両の通行、消防活動の支障となる狭あい道路や行き止まりの解消に努めます。
- 液状化の危険性の高いエリアを中心として、防災拠点となる施設や地域の拠点施設について被害を最小化するための対策を推進します。
- 災害発生時の避難所を確保するため、公共施設の設備の整備、耐震化・不燃化を推進します。また、停電に備え、避難所や防災拠点となる施設では、再生可能エネルギーや蓄電池などの導入を検討します。
- 大規模地震発生時に住宅の家具や事務所・店舗の什器などの転倒による人的被害を防止するため、住民や事業者の転倒防止対策を促進します。

**水害・土砂災害、
地震災害共通対策**

- 最新の知見による被害想定や地域の人口動向などを踏まえ、災害の種類に応じた適正な避難所の指定、避難路の整備を推進します。
- ウィズコロナ・アフターコロナ*時代における3密を回避した避難として、自動車避難所の指定や避難所内での感染拡大を防止するための資器材などの整備について検討します。
- 緊急輸送道路や避難所周辺の道路は、円滑な避難が可能となるよう、十分な幅員や構造を確保した整備を促進します。
- 非常時においても通信を確保するため、災害対策を重視した多様な通信手段の整備を図ります。また、大規模災害による行政データの喪失を回避するため、情報システムのバックアップ対策を推進します。
- 通年開通が実現した国道347号や東北中央自動車道の全線開通を踏まえ、激甚災害に備えた自治体間の広域的な支援・受援体制の整備の強化を図ります。
- 広報紙やホームページ、SNS*などを活用して防災関連情報を周知し、自助・共助を中心とした地域防災力の強化を図ります。
- 住民の自主的な防災活動を促進するため、防災訓練や救急救命講習の実施、防災ボランティアの育成などを推進します。

雪害対策

- 国や県との連携により、雪崩危険箇所を把握し、人的・物的被害が予想される箇所に対して予防壁などの雪崩防止施設の設置を促進します。
- 行政、事業者、地域、有償ボランティアなど、多様な主体の相互連携による除雪支援体制の確立に努めます。特に、道路除雪については、熟練オペレータの高齢化や減少を踏まえ、作業の担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めます。
- 山間部集落の孤立対策として、道路、電気・通信などのライフラインの雪害予防対策を講じるとともに、避難所においては暖房設備や燃料、食料などの整備・備蓄に努めます。
- 屋根の雪下ろしなどの除雪作業時の事故を防止するため、安全な雪下ろし・除雪作業に関する広報活動を推進します。

5 自然環境保全・景観形成等の方針

SDGs^{*}の多くが環境と関連していることにもみられるように、環境保全対策は国際社会共通の課題といえます。自然環境が豊かな本町においても、国際社会の一員としてこれまで以上に環境問題に取り組み、グリーン社会の実現を目指します。また、最上川の舟運文化、多くの文人墨客^{*}に愛された自然景観、客人をもてなすそば文化といった大石田ならではの風土を構成するまち並み・景色、文化の保全・継承していきます。

自然環境保全・ 環境負荷低減

- 本町の基幹的な産業である農業について、生産性との調和などに留意しつつ、化学肥料や農薬の使用による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の支援を推進します。
- 2019年（H31）3月に創設された森林環境譲与税^{*}を活用し、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林環境整備事業を推進します。
- 大高根山などの森林、最上川をはじめとする河川では、生物多様性^{*}の保全の観点から森林環境・水辺環境の適切な保全に努めます。
- 川前地区は本町指定の天然記念物であるギフチョウ及びヒメギフチョウの混棲地であり、学術的にも貴重な地域であることから、地域住民と協力しながら周囲の里山・河川環境の保全に努めます。
- 公共施設では、その整備や設備の更新にあたっては新エネルギーや省エネルギー設備・機器の導入を推進します。また、家庭や民間事業者における新エネルギーの導入や省エネルギー化を推奨します。
- 公共施設の設備更新や公共工事の発注について、環境負荷の少ない物品購入や環境負荷低減に配慮した事業者の選択に努めるなど、グリーン購入^{*}を推進します。

都市環境・景観

- 公園や公共公益施設を活用した樹木植栽や花壇の整備などにより、身近に緑を感じる都市空間を形成します。街路樹や花壇の樹種は、周辺の景観や生態系の保全、維持管理に配慮して選定します。
- 住民が主体となった地区活動としての公園の美化活動や公園施設の維持管理などを推進します。
- 景観形成の必要性の普及・啓発を推進し、公共的建築物や屋外広告物は、歴史的・文化的なまち並みや市街地を取り囲むように広がる田園、大高根山や葉山からなる山々と調和した意匠・形態となるよう努めます。
- 中心部のまち並みは、最上川舟運最大の舟着場として栄えた歴史的な面影を感じさせるまちづくりを基本として、都市環境の整備・保全に努めます。

観光

- 新そばまつりや大石田ひな祭りなどのイベント、スイカオーナー制度やそば打ち体験といった体験型観光など、本町の歴史文化や風土を活かした観光コンテンツの充実を図ります。
- 山形空港やJR奥羽本線（山形新幹線）、東北中央自動車道といった広域交通ネットワークを活かし、山形連携中枢都市圏*の市町や民間事業者との協力により、相乗効果をもたらすような広域観光の取組を推進します。
- 豪雪地帯として、雪に根差した伝統行事や食文化など、雪国文化の魅力を広くPRするとともに、雪を資源として活用する観光商品の開発に取り組み、広域交流・インバウンド*の拡大を図ります。
- 環境省のかおり風景100選*に認定される「大石田町そばの里」として、大石田そば街道加盟店と協力しながらイベントへの参加などを通じて、そば文化の発信・継承を図ります。

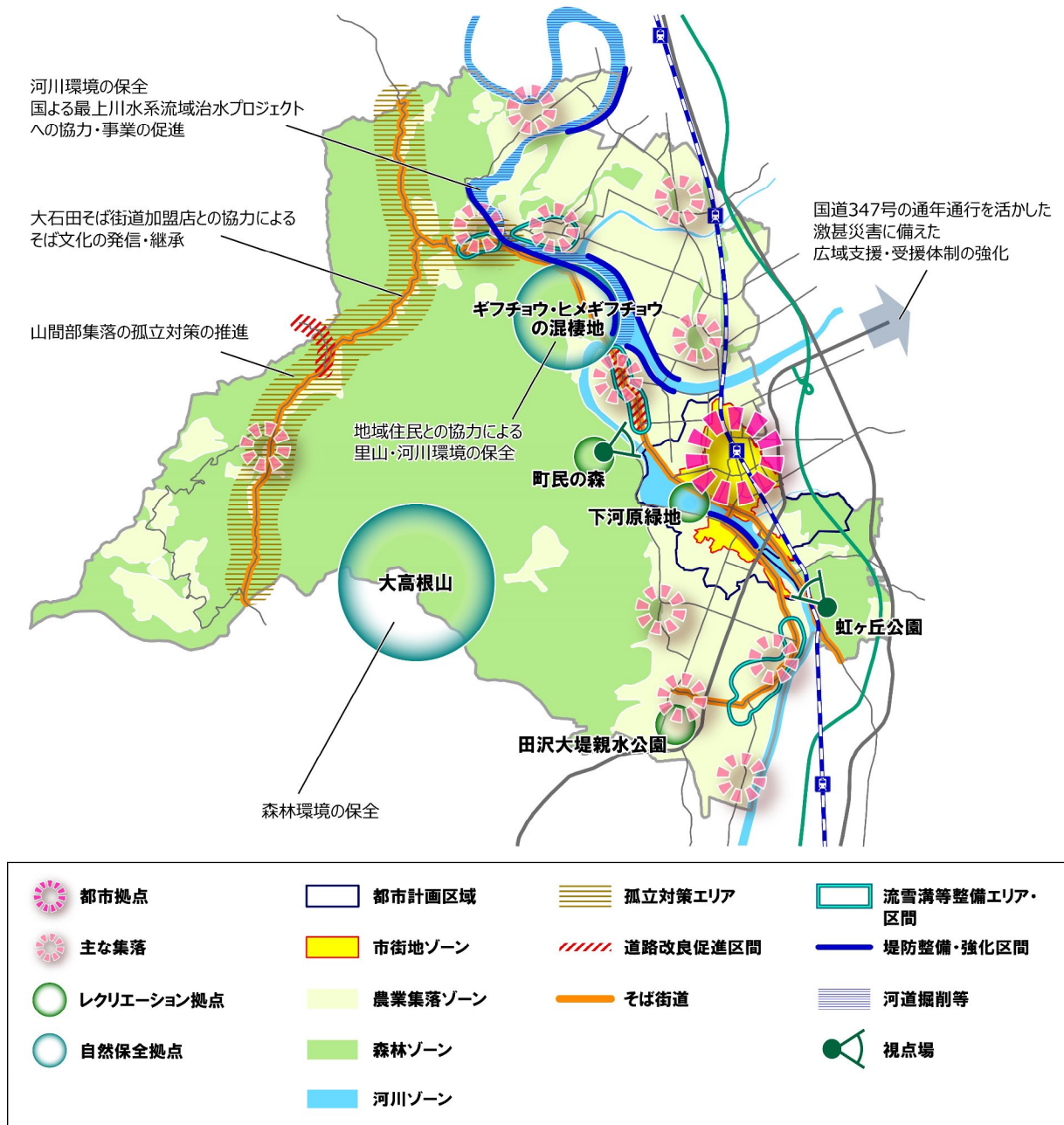
歴史・文化

- 県指定史跡「角二山石器時代居住跡群（角二山遺跡）」の保全や最上川を利用した役所の跡（水駅）と推測される「駒籠楯跡」の国指定に向けた取組、町内文化財の愛護意識の啓発、文化財を活用した学習など、地域文化の保全・継承を図ります。
- 歴史民俗資料館や町民交流センター「虹のプラザ」を活かした展示会・情報発信などにより、質の高い芸術に触れる機会の拡充に努めます。
- 郷土への愛着を深め、地域の歴史・文化を継承する人材の育成に向けた学校教育・社会教育の充実を図るとともに、住民の自主的な芸術・文化活動を支援します。
- 舟運文化を演出する堀蔵風の壁画を施した特殊堤防*は、最上川舟運最大の中継河岸（かし）として栄えた歴史、治水の重要性を伝える文化資源としての活用を検討します。
- 本町が独自に定める登録文化財制度を活用し、有形無形を問わず優れた文化財を保護するとともに、名勝における風光明媚な景観の保全を図ります。

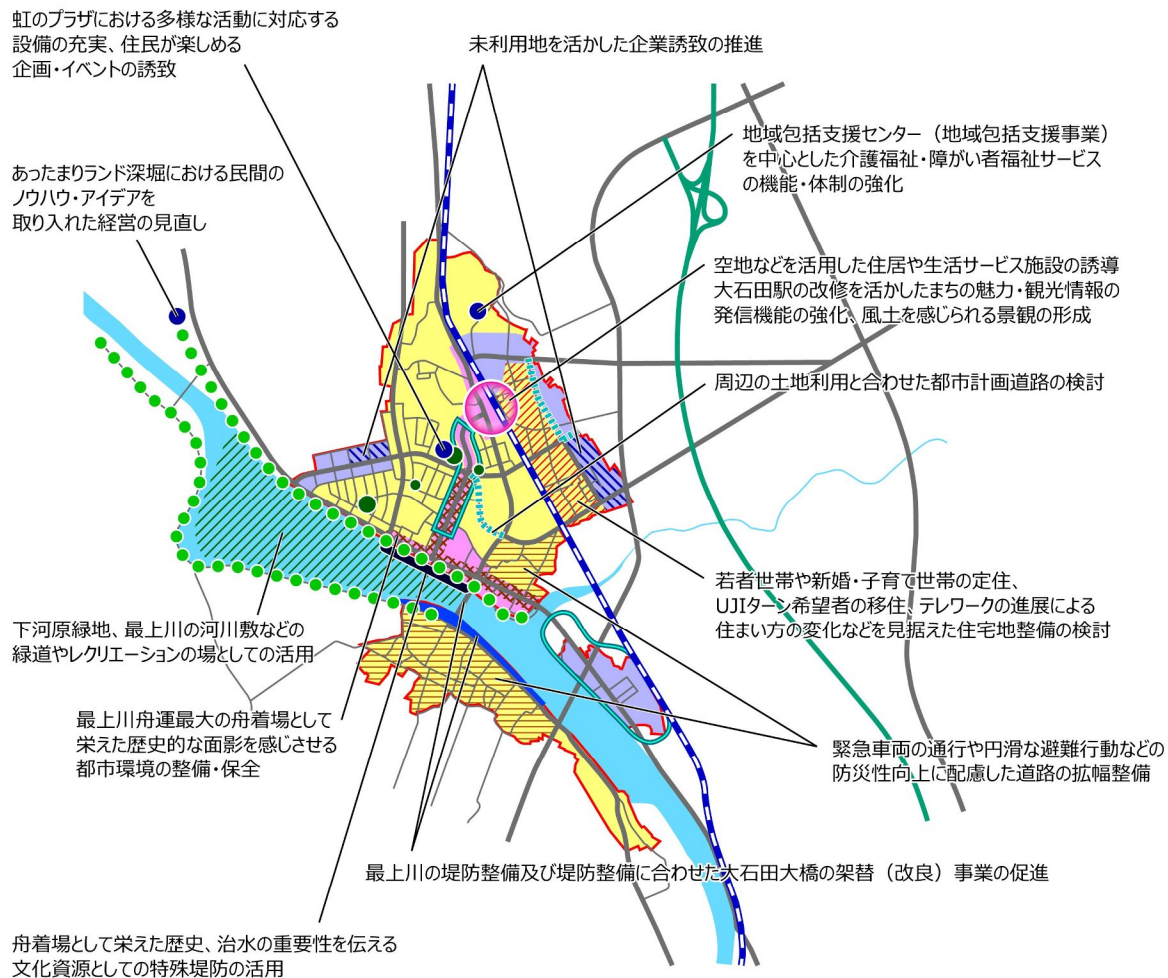
6 重点施策

5つの分野方針に基づく施策のうち、特に重点的に推進していく施策を以下に整理します。

▶主要施策（全町）



▶主要施策（中心部）



市街地ゾーン	住宅地整備検討エリア	都市公園
住居系市街地	企業誘致検討エリア	都市緑地（下河原緑地）
商業系市街地	まち並み保全エリア	河川ゾーン
住居系・工業系併存市街地	道路環境改善エリア	河川敷
大石田駅周辺エリア	流雪溝等整備エリア・区間	特殊堤防
	都市計画道路（未整備区間）	堤防整備区間

第4章 立地適正化計画

1 目指す市街地像

立地適正化計画において目指す市街地の姿

立地適正化計画は、従来、都市計画では明確化されてこなかった生活サービス施設に着目し、居住とあわせてその立地を利便性の高いエリアに誘導していくことで、人口減少、厳しい財政状況に対応したコンパクトなまちを目指すものです。

本町においては、行政区域面積の約3%の用途地域に人口の約半数が居住しており、市街地自体はコンパクトとなっています。しかし、人口減少や少子高齢化、自然災害の頻発化・激甚化への対応といった課題が顕在化していることから、立地適正化計画においてその対応方針を位置づけ、安心・快適な市街地環境を形成していきます。

目指す市街地の姿①

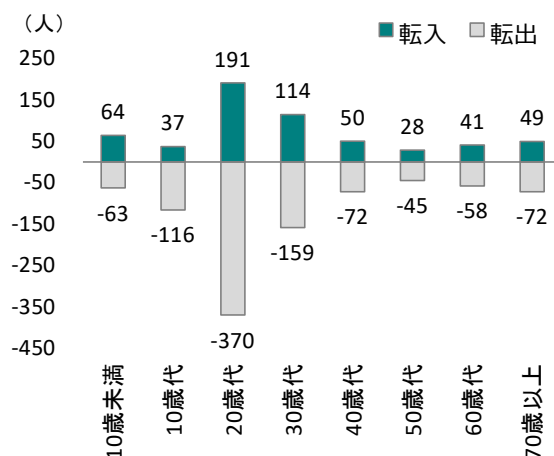
暮らし方・働き方の変化に対応したゆとりある居住空間の形成

本町では全国的にも早い段階から人口減少・少子高齢化が進んでおり、持続可能なまちづくりのためには、若い世代を中心に移住・定住施策を推進する必要があります。本町の人口動態としては社会減少*となっていますが、若い世代の転入も一定数みられます。

また、デジタル化や働き方改革、新型コロナウイルス感染症の拡大などを背景にテレワーク*が進み、働く場所や時間の制約が取り払われつつあることや、若い世代での地方移住の関心の高まり、「職住近接」から「職住融合」という新しい生活様式への意識の変化は、移住・定住施策を推進するうえで追い風となっています。

東北中央自動車道の全線開通による都市部への時間距離の短縮に加え、暮らし方や働き方に関する意識や価値観の変化・多様化が進む今日、本町では、都市にはない恵まれた自然環境を活かしたゆとりある暮らしを実現できる居住空間の形成を目指します。

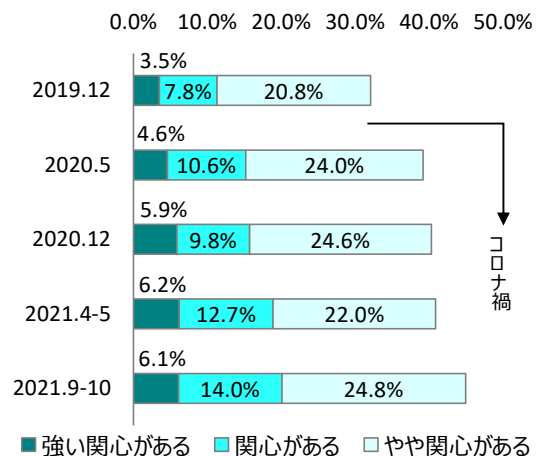
▶大石田町の人口転入・転出（2016-2020累計）



資料：左）住民基本台帳人口移動報告（総務省）

右）第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（内閣府）

▶地方移住への関心（東京圏在住20歳代）



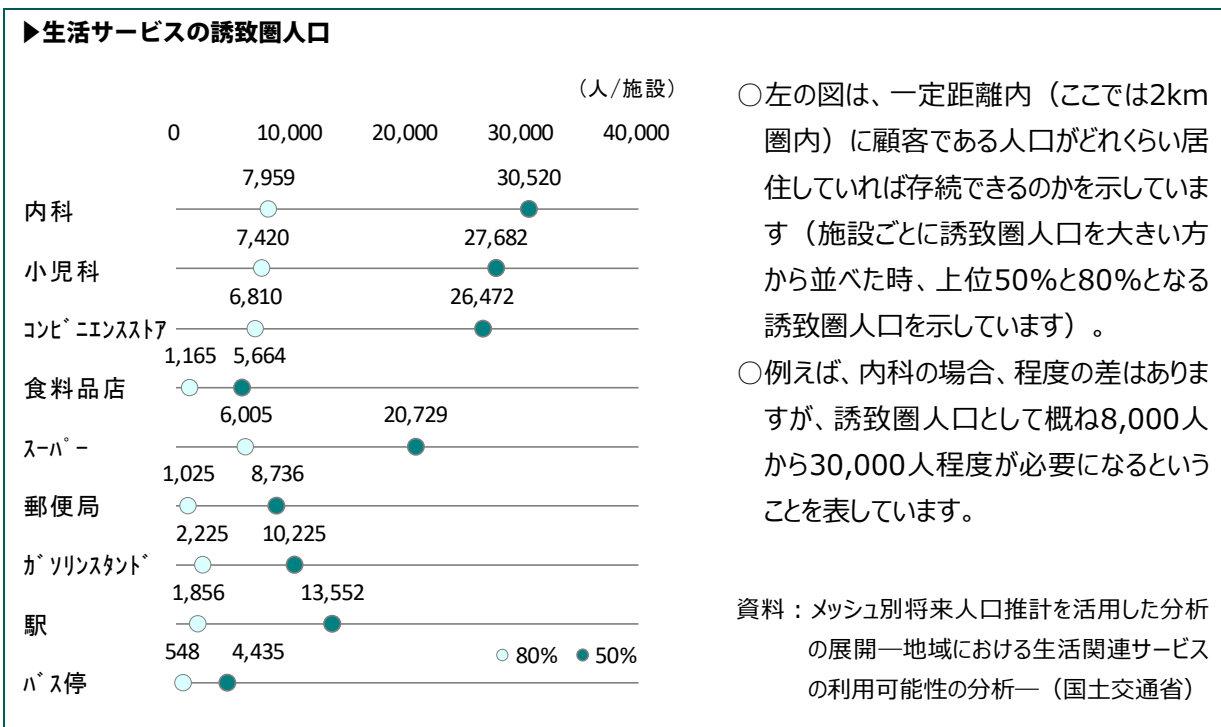
コロナ禍

目指す市街地の姿②

日常的な生活利便性が確保された地域生活圏の形成

デジタル化の進展により、ネットショッピングや遠隔医療などの生活サービス機能はデジタルへの移行が見込まれますが、リアルなサービスにはデジタルにはない価値があり、社会生活において必要な機能として確保していくことが望まれます。しかし、生活サービス施設の立地には一定規模以上の利用者が必要であり、人口約6,500人の本町では、単独であらゆる生活サービス施設を確保することが難しい状況となっています。そのため、生活圏という広域的な視点に立ち、町内で確保すべき施設と近隣市町で利用する施設を区分した上で身近な生活サービス施設の維持・誘導を図り、生活利便性が確保された生活圏の形成を目指します。

なお、本町では移動手段のほとんどが自家用車であり、高齢化の進行や環境負荷低減などを考慮すると、利用しやすい公共交通網を形成する必要があります。公共交通についても、人口規模を考えると輸送効率性・採算性の面で運行頻度・路線数などのサービス水準を現状以上に引き上げることが難しい状況となっています。これに対して、ICT*やAI*などの技術革新により新たな輸送サービスも普及し始めていることから、本町においてもその動向を注視し、住民の生活行動に合わせたサービスの導入に向けた検討を進めていきます。



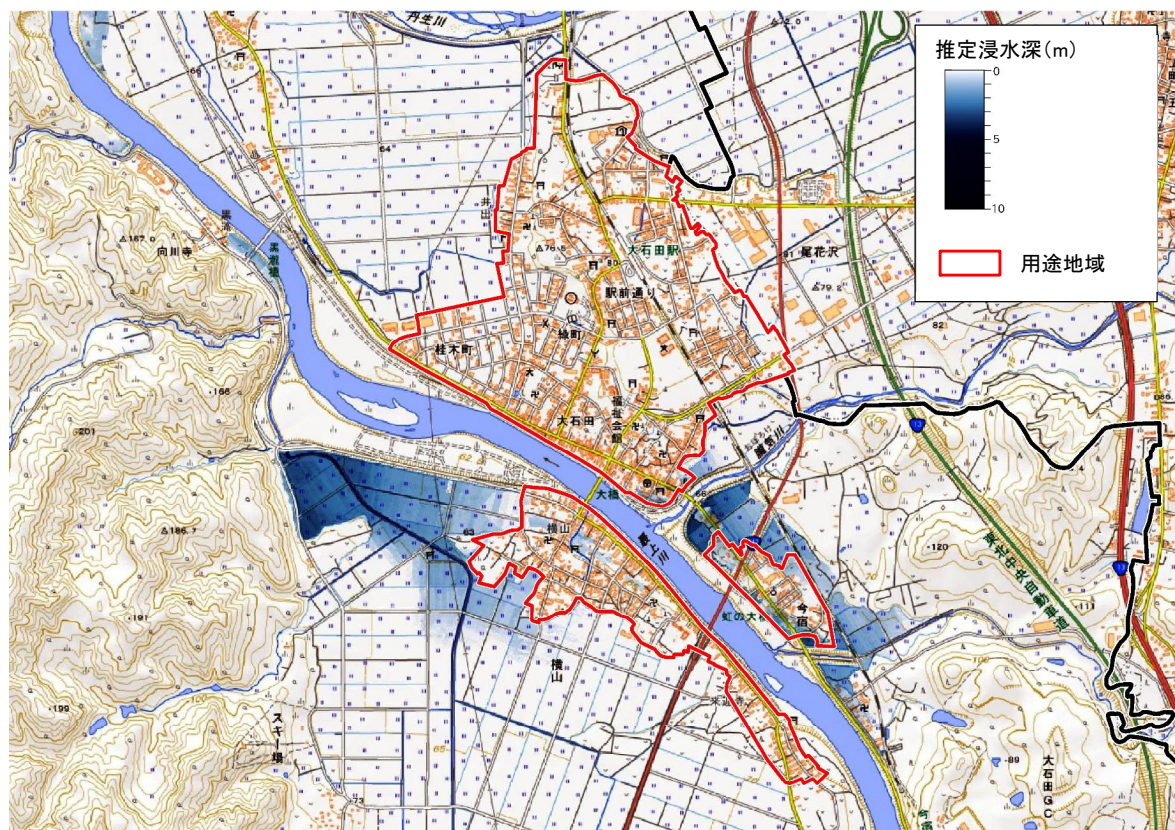
目指す市街地の姿③

災害リスク・雪国特性を踏まえた安全な市街地の形成

全国的に自然災害が頻発化・激甚化しており、まちづくりにおいては安全・安心の確保が重要となっています。本町でも、2019年（R元）の台風19号、2020年（R2）の令和2年7月豪雨で大きな被害に見舞われています。本町は、最上川流域に沿って耕地が開け、最上川舟運最大の舟着場として栄えたまちであり、河川の恩恵を受けてきた一方、河川は洪水時に大きな被害をもたらす要素ともなります。水害を含め、あらゆる自然災害を完全に防御することは困難であることから、災害リスクを踏まえたうえで、可能な限り被害を最小化する取組を推進します。

また、豪雪地帯に位置する本町では、冬期の雪害対策も必須です。住民意見としても、除雪の充実、流雪溝の整備など、除雪に関する項目が重要視されています。地域の支え合いによる除雪体制の維持、限られた財源での効率的な流雪溝や堆雪幅を確保した道路整備の観点からも、人口・生活サービス施設を一定のエリアに集約していくことで雪国特性を踏まえたコンパクトで安全な市街地の形成を目指します。

▶令和2年7月豪雨の浸水エリア

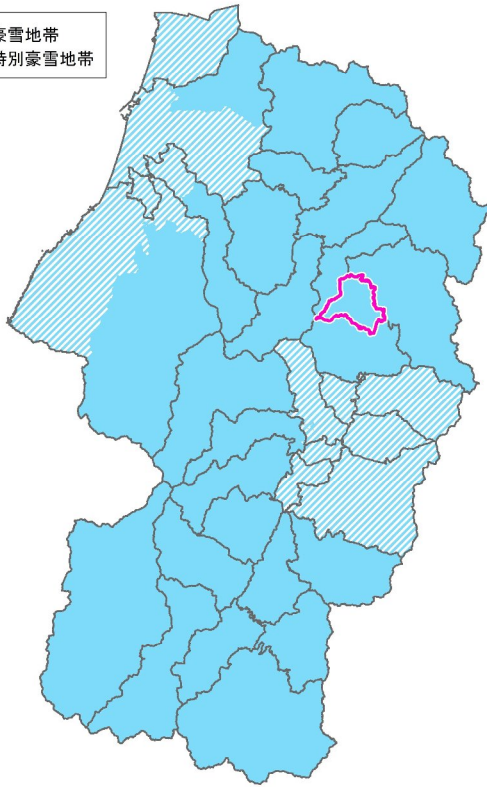


資料：「令和2年7月豪雨に関する情報」浸水推定図（国土地理院）に用途地域を重ね合わせて作成

※国土地理院が収集した画像などと標高データを用いて、浸水範囲における水深を算出して深さを濃淡で表現した地図であり、時点情報のため、最大浸水範囲を示したものではない。

※実際に浸水のあった範囲でも把握できていない部分、浸水していない範囲でも浸水範囲として表示されている部分がある。

▶山形県における豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定状況

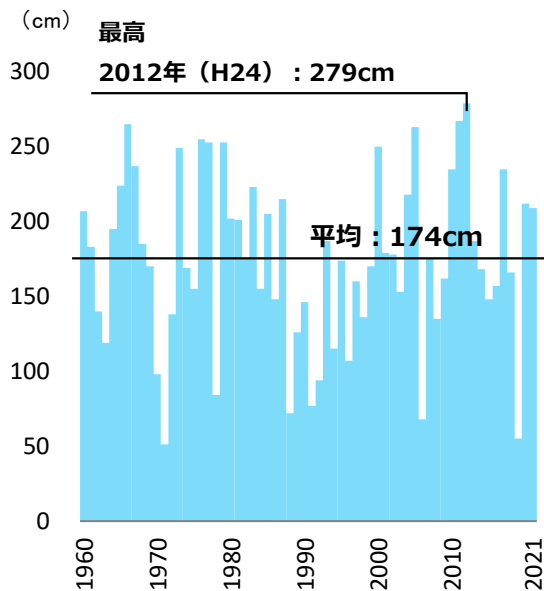


特別豪雪地帯の市町村

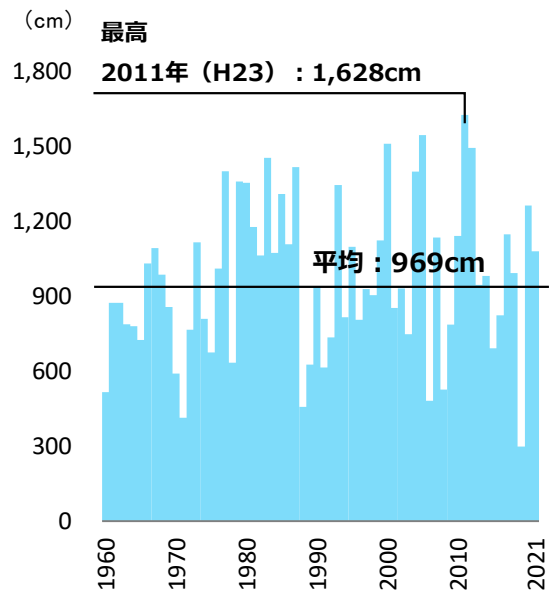
米沢市	大石田町
鶴岡市（旧羽黒町、旧 榎引町、旧朝日村）	金山町
酒田市（旧八幡町）	最上町
新庄市	舟形町
上山市	真室川町
村山市	大蔵村
長井市	鮭川村
尾花沢市	戸沢村
南陽市	高島町
西川町	川西町
朝日町	小国町
大江町	白鷹町
	飯豊町
	庄内町（旧立川町）

資料：国土数値情報豪雪地帯データ（国土交通省）

▶大石田町における最高積雪の推移



▶大石田町における累計降雪の推移



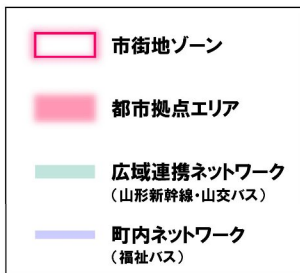
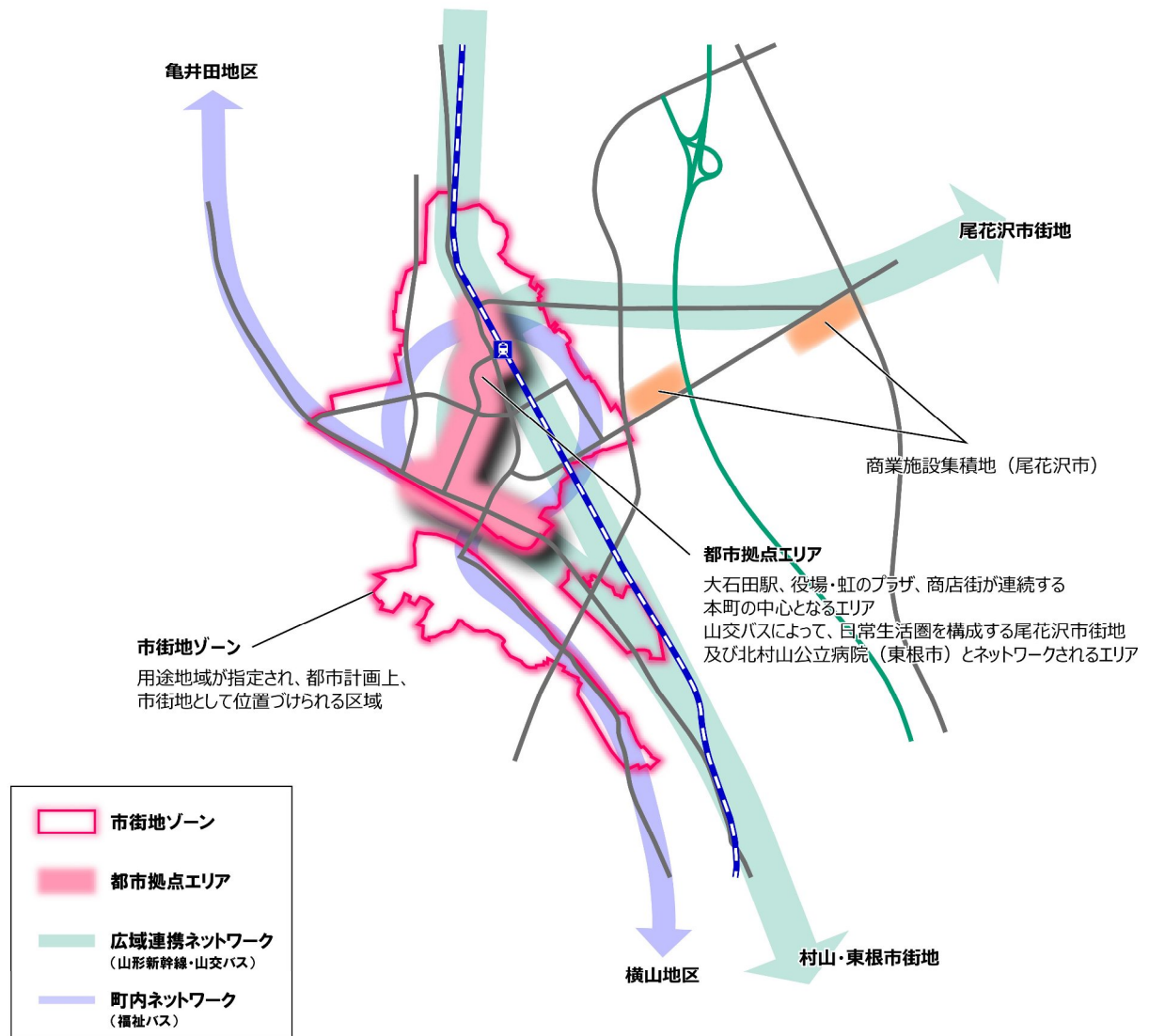
資料：大石田町調査資料

施策展開の方針

目指す市街地の姿を踏まえた、施策展開の方針及び市街地の骨格構造を次のように定めます。

目指す市街地の姿	施策展開の方針
① 暮らし方・働き方の変化に対応したゆとりある居住空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大石田ならではの自然豊かなゆとりある空間を活かしたテレワーク*や二地域居住*、スローライフ*など、多様なライフスタイルに合わせた居住空間の形成 ▶ 市街地における未利用地や既存ストック*を活かした新たな住宅地の整備及び定住支援策の拡充による若い世代の移住・定住促進
② 日常的な生活利便性が確保された地域生活圏の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ さらなる少子高齢化を見据えつつ、都市規模を踏まえた医療・福祉・子育てなどの身近な生活サービス施設の維持及び誘導 ▶ 住民の生活行動に即した日常生活圏域における移動手段の確保及び山間地域・豪雪地帯などの土地条件に合わせた新たな輸送サービスの導入検討
③ 災害リスク・雪国特性を踏まえた安全な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 舟運文化の歴史的面影を残しつつ、頻発化・激甚化する自然災害による被害を最小化するためのハード・ソフトを総動員した防災・減災まちづくりの推進 ▶ 流雪溝などのハード設備の効率的な整備・維持管理及び地域コミュニティによる除雪体制の維持・充実を図るための市街地のコンパクト化

▶市街地の骨格構造



2 居住誘導区域・都市機能誘導区域

居住誘導区域とは、人口減少のなかにあっても一定エリアの人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。具体的には、生活サービス施設や居住が集積しているまちの中心やその周辺の区域、公共交通によって比較的容易にまちの中心へのアクセスが可能であり、中心に立地する生活サービス施設の利用圏となる区域です。

都市機能誘導区域とは、都市全体を見渡し、鉄道駅に近く、生活サービス施設が一定程度充実している区域や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域など、まちの拠点となるべき区域です。また、都市機能誘導区域は、居住誘導区域のなかに定めることが原則となっています。

人口減少の進む本町では、道路や公園、流雪溝整備などの建設投資、公共交通や公共サービスの提供といった都市経営の効率化、空き家・空き地や未利用地などの利活用による移住・定住の促進、地域コミュニティの維持に寄与するように両区域を定める必要があります。

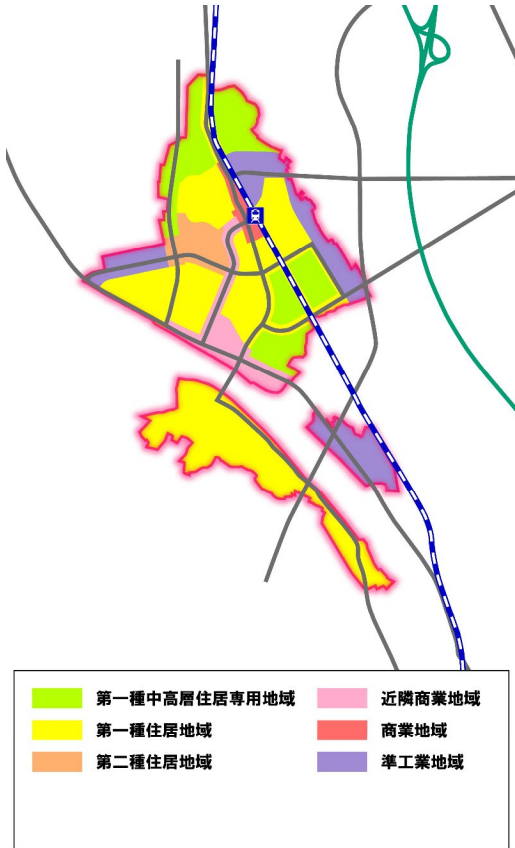
また、最上川沿いに市街地が形成される本町では、令和2年7月豪雨で大きな被害に見舞われており、全国的にも自然災害が頻発化・激甚化している状況を踏まえると、可能な限り災害リスクを回避した区域の設定が必要です。

なお、都市計画運用指針においては、以下のように居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定について基本的な考え方が示されています。

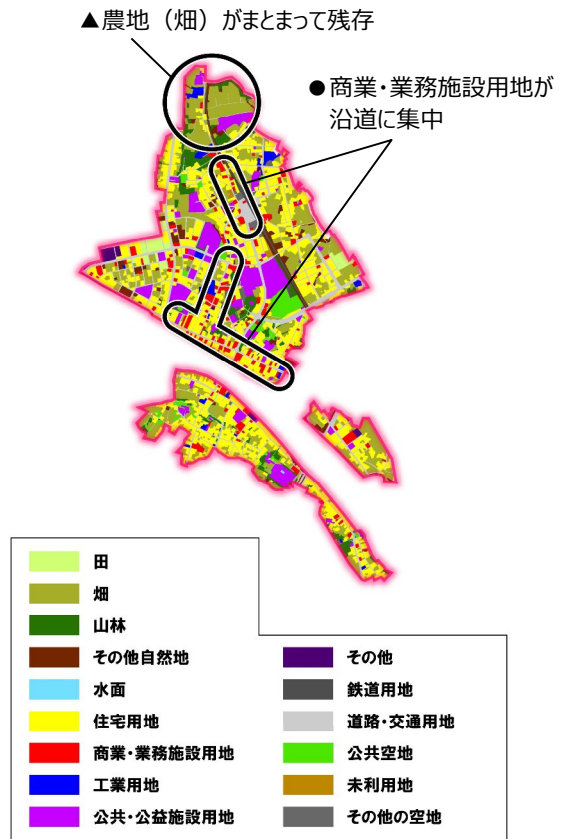
居住誘導区域	居住誘導区域を定めることが考えられる区域
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 ▶ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
	原則として居住誘導区域に含まないこととするべき区域
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 土砂災害警戒区域 ▶ 浸水想定区域
都市機能誘導区域	慎重に判断を行うことが望ましい区域
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと判断する区域 ▶ 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
	都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域 ▶ 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲
都市機能誘導区域	留意すべき事項
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定める ▶ 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となる

資料：第12版都市計画運用指針（国土交通省）を基に、本町のまちづくりに係る事項を抜粋・整理

▶用途地域



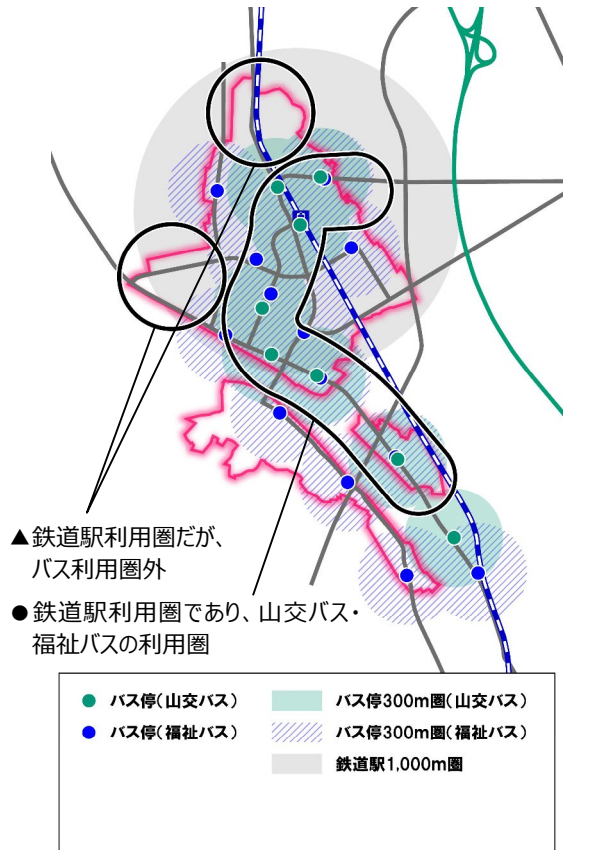
▶土地利用現況



▶生活サービス施設の立地状況

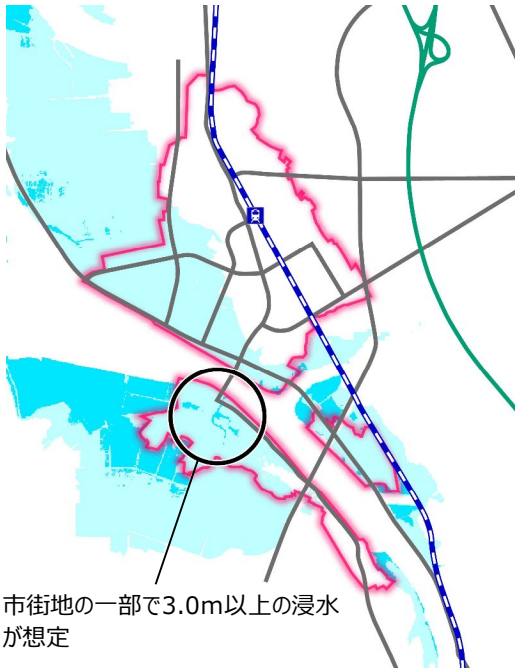


▶公共交通の利用圏

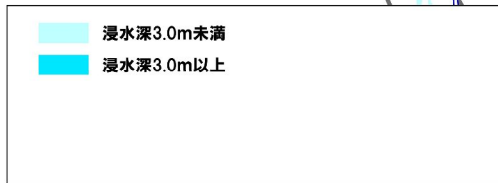


●…誘導区域指定の要素 ▲…誘導区域除外の要素

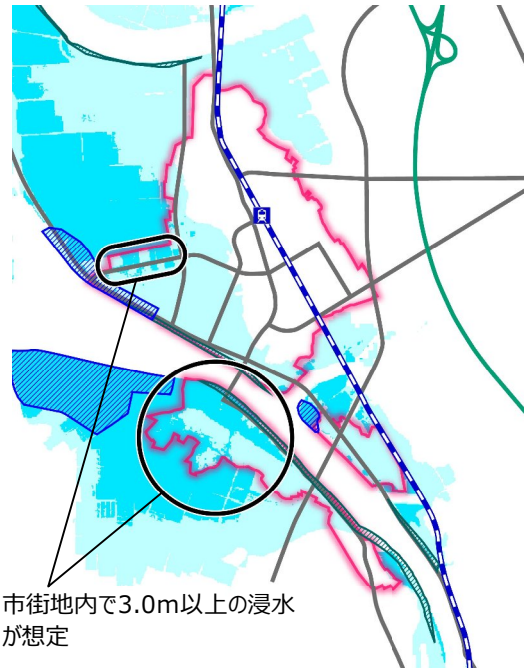
▶最上川の浸水想定区域（計画規模）



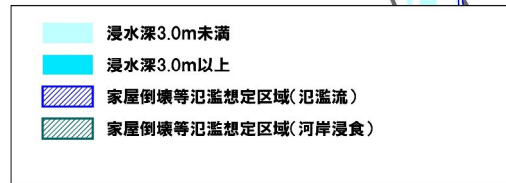
▲市街地の一部で3.0m以上の浸水が想定



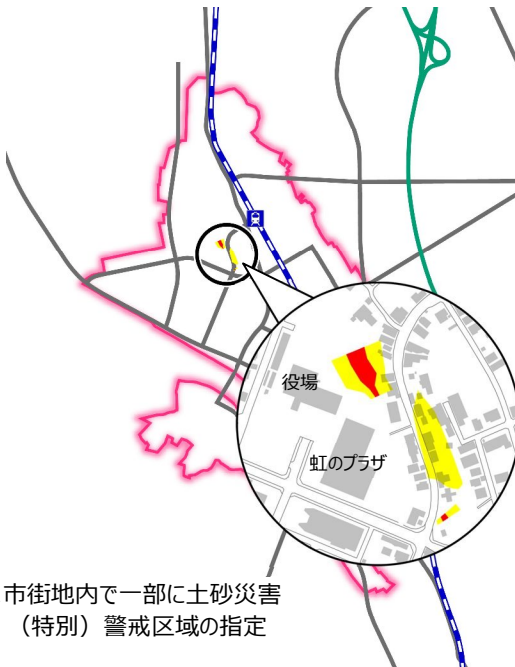
▶最上川の浸水想定区域（想定最大規模）



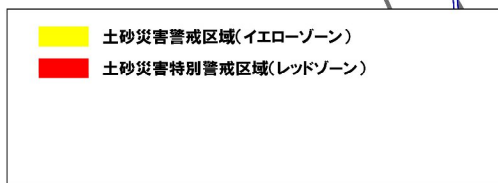
▲市街地内で3.0m以上の浸水が想定



▶土砂災害警戒区域

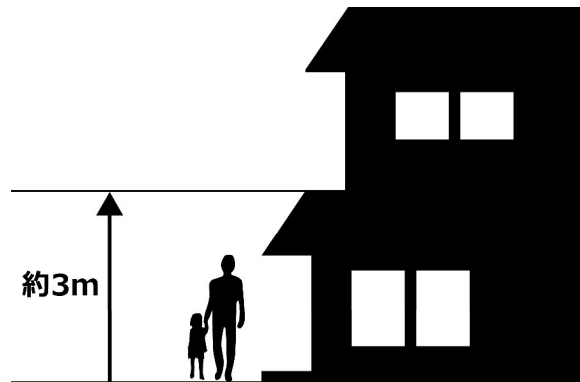


▲市街地内で一部に土砂災害（特別）警戒区域の指定



参考.浸水深3mについて

○浸水深3mは、一般的な家屋の2階床下まで浸かる程度の深さです。そのため、浸水深が3m以上となると垂直避難*が困難となります。



※生活サービス施設の立地状況や災害リスクの詳細は、「現況整理編」参照。

●…誘導区域指定の要素 ▲…誘導区域除外の要素

以上の考え方や本町の現状を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を次のように設定します。

なお、望むライフスタイルに応じた居住地の選択や市場ニーズを踏まえた生活サービス施設の立地の選択は、個人や事業者の自由であり、必ずしも居住誘導区域や都市機能誘導区域に限定されるものではありません。

しかし、人口減少下では、一定のエリアにおいて居住を維持することで、生活サービス施設や公共交通、地域コミュニティが持続的に確保しやすくなり、都市経営コストの面からも優位となります。そのため、居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、持続可能なまちづくりの観点から、居住や生活サービス施設の維持・誘導を推奨する区域として設定します。

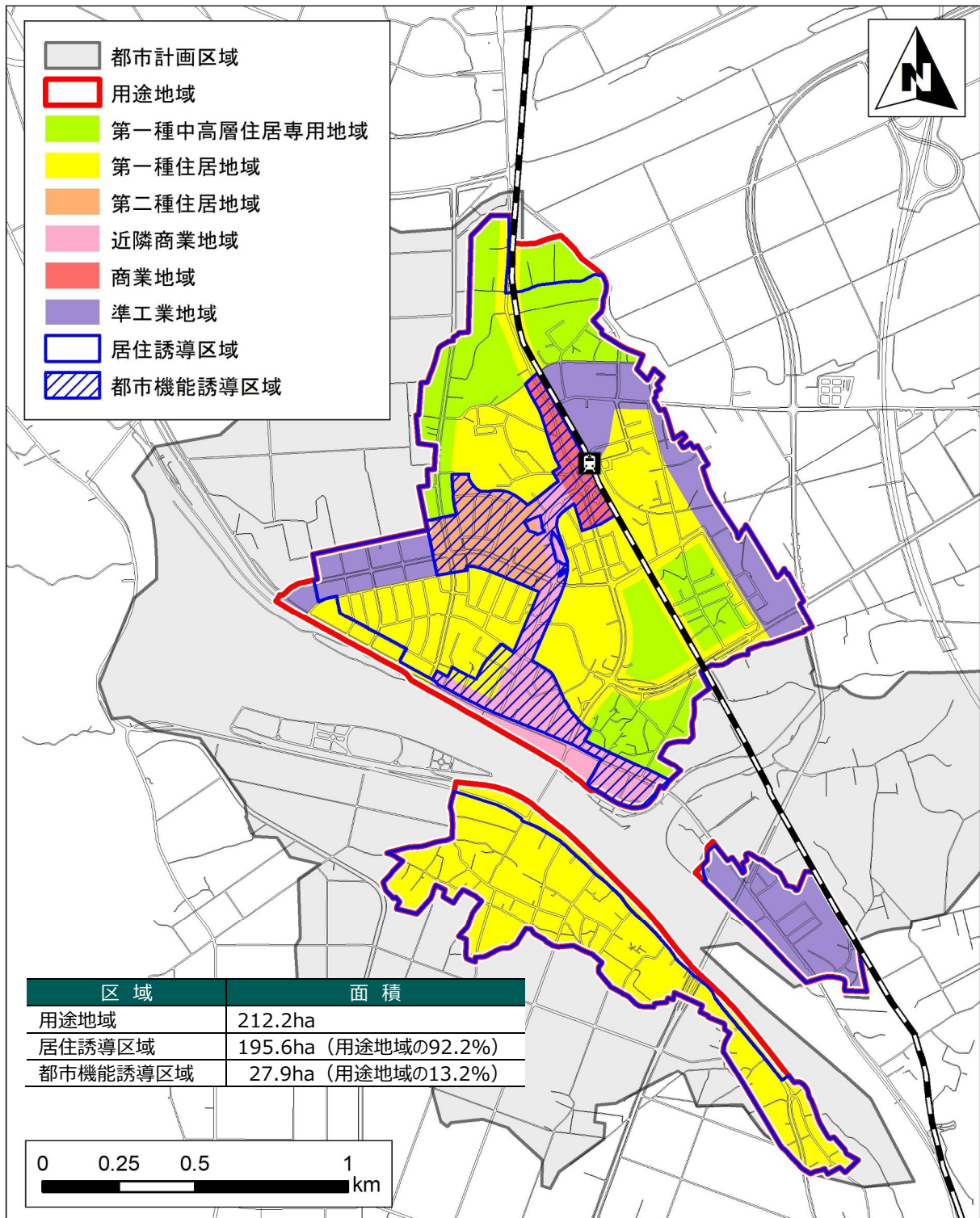
居住誘導区域 の考え方

- 本町では、総面積7,954haのうち、都市計画区域が487ha（6.1%）、用途地域が212ha（2.7%）であり、総人口の半数が用途地域に居住するコンパクトな市街地を形成していることから、用途地域を基本として居住誘導区域を設定します。
- 用途地域の縁辺部におけるまとまった農地は、居住誘導区域に含めないこととします。
- 法令に基づき、土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域に含めません。また、土砂災害警戒区域は「原則として居住誘導区域に含めないこととすべき区域」とされており、本町の用途地域内での指定地は、大きな土地利用転換の必要性が低いと判断されることから、居住誘導区域に含めません。
- 浸水想定区域についても「原則として居住誘導区域に含めないこととすべき区域」とされていますが、想定最大規模（L2）*の洪水では浸水想定区域が広く、当該区域を居住誘導区域から除外するとまちづくりが困難となります。また、計画規模（L1）*の洪水でも浸水想定区域が広がりますが、現在進められている最上川の堤防整備により、令和2年7月豪雨と同規模の降雨に対する浸水被害の解消が図られる見込みです。そのため、一定の災害リスクを念頭におきつつ、最上川の堤防整備などのハード対策に加え、避難対策などのソフト対策を推進していくものとし、浸水想定区域は居住誘導区域に含めます。
- 浸水想定区域を含める一方、想定最大規模（L2）の洪水が発生した場合、家屋が流出・倒壊などのおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域*については、特に危険性の高い区域であることから、居住誘導区域に含めません。

都市機能誘導区域 の考え方

- 大石田駅から、役場、商店街にかけて主要な公共施設や生活サービス施設が立地し、山交バスの利用圏となっているエリアを基本として都市機能誘導区域を設定します。
- 都市機能誘導区域は、生活サービス施設の立地誘導を図る区域であることから、土地・建物利用として、その立地が可能な用途地域である第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域を基本としつつ、現に生活サービス施設が立地している区域とします。
- 都市機能誘導区域は、居住誘導区域のなかに設定するものであることから、居住誘導区域と同様に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域は含めません。

▶ 居住誘導区域・都市機能誘導区域



3 誘導施設

都市機能誘導区域には、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものを誘導施設として設定します。

都市計画運用指針においては、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から以下のような施設が例示されています。

誘導施設の例	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設 ▶ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設 ▶ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設 ▶ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
--------	--

資料：第12版都市計画運用指針（国土交通省）から抜粋

こうした施設例と本町の現状を踏まえ、誘導施設を次のように設定します。

なお、本計画における誘導施設は、新規整備・立地誘導を目指すものだけでなく、既存の生活サービス施設の維持、公共施設においてはその集約・複合化や機能の強化などを含めた考え方のもとで設定します。また、人口動向や施設の統廃合の必要性、社会情勢の変化など、本町を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合には誘導施設も見直すこととします。

行政施設

・役場庁舎

- 公共サービスの窓口として多くの住民が利用する施設です。
- 立地周辺（居住誘導区域・都市機能誘導区域）のみを対象とするサービス施設ではなく、民間施設と異なり、移設・建替などにあたっては行政として適地選定が可能です。
- ▶ 誘導施設として設定しません。ただし、将来的に移設・建替などを実施する場合には、人口分布や公共交通の状況などを総合的に勘案して、誘導施設としての位置づけや立地場所を検討することとします。

社会教育・文化施設

・交流センター
・文化センター
・公民館 など

- 地域の教育や文化、コミュニティ活動を支える施設であり、交流を促進し、地域の活力や魅力の向上といった効果が期待できる施設です。
- 行政施設と同様、立地周辺（居住誘導区域・都市機能誘導区域）のみを対象とするサービス施設ではなく、民間施設と異なり、移設・建替などにあたっては行政として適地選定が可能です。
- ▶ 誘導施設として設定しません。ただし、将来的に移設・建替などを実施する場合には、人口分布や公共交通の状況などを総合的に勘案して、誘導施設としての位置づけや立地場所を検討することとします。

商業施設

・スーパー、ドラッグストア
・ホームセンター など

- 食品スーパーをはじめとした商業施設は、日常生活において最も利用頻度が高い施設といえます。
- 居住先を検討する際に、その有無は大きな要素であり、居住誘導区域への移住・定住促進に資する施設となります。
- ▶**誘導施設として設定します。**ただし、日用品を扱う地域に密着した商店は町内に分散することが望ましいため、誘導施設としては店舗面積の合計が1,000㎡以上のものとします。

【対象：大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗】

医療施設

・病院
・診療所

- 医療施設は、日常生活において最も重要な機能の一つといえます。
- 町内に病院は立地していませんが、山形県地域医療構想に基づき二次医療圏としての課題に応じた整備が求められる施設です。
- 診療所は、立地周辺（居住誘導区域・都市機能誘導区域）のみを対象とするサービス施設ではないものの、安心して暮らすために身近に必要な施設といえます。
- ▶**診療所を誘導施設として設定します。**なお、誘導施設とする診療所は、幅広い年齢層が高い頻度で必要とすると想定される内科、外科、小児科のいずれかを有するものを対象とします。

【対象：医療法に基づく診療所（内科、外科及び小児科を対象とする）】

高齢者福祉（介護福祉）施設

・老人ホーム
・デイサービスセンター
・介護支援センター など

- 高齢化が進むなか需要増加が見込まれ、高齢者が住み慣れた地域で暮らすために必要な施設です。
- 高齢者福祉施設は、立地周辺（居住誘導区域・都市機能誘導区域）のみを対象とするサービス施設ではないものの、安心して暮らすために身近に必要な施設といえます。
- ▶**誘導施設として設定します。**ただし、入所型（養護老人ホーム・老人保健施設など）は主として家族や施設の送迎が想定され、場所を限定して立地を誘導する必要性は低いこと、訪問型は在宅でのサービスであることから、誘導施設とはしません。誘導施設としては、比較的高い頻度で、利用者自らが徒歩や公共交通で通うことが想定される通所型施設とします。

【対象：老人福祉法に基づく老人福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センターを対象とする】

子育て施設

・幼稚園、保育所
・児童館
・子育て支援センター など

- 子育て支援施設は、町内の若い世代、子育て世代のみならず、町外から居住先として選ばれるためにも重要な施設です。
- 町内には保育所や児童館などの子育て支援施設がありますが、少子化対策の一つとしても、その維持・拡充が求められます。

▶**幼稚園、保育所を誘導施設として設定します。**

【対象：学校教育法に基づく幼稚園、児童福祉法に基づく保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園】

学校施設

- ・小学校
- ・中学校

- 学校は、地域の教育・文化活動を支える施設であり、交流を促進し、地域の活力や魅力の向上といった効果が期待できる施設です。
- 小学校・中学校の立地については、学級規模や校区の設定などが重要な要素であり、立地周辺（居住誘導区域・都市機能誘導区域）のみを対象とする施設ではありません。
- ▶ 誘導施設として設定しません。なお、小学校の統合及び小中一貫教育については、児童生徒の学力や通学のみならず、コミュニティ活動や避難所としての利用など、地域社会に与える影響が大きいことから、引き続き慎重に検討を進めます。

金融機関

- ・銀行
- ・信用金庫、信用組合
- ・郵便局 など

- 銀行などの金融機関は、地域生活を支える施設の一つです。
- 日常生活で最も利用頻度が高いと考えられる引出・振込などについては、ATMやインターネットの活用も増えており、金融機関における窓口手続きの必要性は低くなりつつあります。
- ▶ 誘導施設として設定しません。

4 誘導施策

居住誘導区域・都市機能誘導区域へ居住や生活サービス施設を誘導し、安心・快適な市街地環境を形成するため、以下の施策に取り組みます。

これにより、「1 目指す市街地像」に示す「目指す市街地の姿① 暮らし方・働き方の変化に対応したゆとりある居住空間の形成」「目指す市街地の姿② 日常的な生活利便性が確保された地域生活圏の形成」の実現を目指します。

居住誘導の施策

若い世代を主なターゲットとした施策

- 若い世代の移住・定住を促進するため、定住促進助成事業や結婚新生活支援事業、Uターン*就職促進に向けた奨学金返還支援制度などを推進します。
- 町内での就業機会を拡充するため、若い世代が望む企業と本町への進出可能性がある企業のマッチングを検討しながら企業誘致を推進します。
- 働きながら子育てができる環境づくりに向けて、放課後児童クラブ事業、子育て応援パスポート事業、子育て支援センター事業の拡充を図ります。
- シェアハウス*や二地域居住*、テレワーク*の進展による住まい方の変化など、多様化するライフスタイルに応じた住宅環境の整備に向けた検討を進めます。

高齢世代を主なターゲットとした施策

- 事業者などと連携し、サービス付き高齢者向け住宅*の整備など、高齢者が安心して暮らせる住宅の整備を検討します。
- 豪雪地帯に位置する本町における冬期の生活支援として、高齢者や障がい者などに配慮したきめ細やかな除雪対応や除雪をメインとしたボランティア組織の構築を推進します。
- 住み慣れた住宅で安心して暮らせるよう、高齢者住宅整備資金貸付制度や介護保険における住宅改修の活用を促進します。

全世代をターゲットとした施策

- お試し移住環境の整備に向けて、支援体制の確立、移住に関するワンストップ窓口の創設、各種支援制度の拡充を図ります。
- 町内企業への地元採用や就業に向けた資格取得などの支援を図ります。
- 空き家バンク*を活用し、良好な物件の市場流通を促進します。
- 未整備となっている都市施設は、計画の見直しも検討しながら整備を推進します。また、耐用年数を迎え、老朽化の進む都市施設については計画的な改修・更新を推進し、居住環境の維持・向上を図ります。
- 市街地において雪に強い道路基盤やライフラインを確保するとともに、流雪溝や消雪設備の整備を推進します。

都市機能誘導の施策**民間の生活サービス施設の維持・誘導に向けた施策**

- 事業者などによる誘導施設の立地を促進するために、環境整備などの支援施策を検討し、区域内の活性化を図ります。
- 空き家や空き地などの低未利用地を活用した生活サービス機能の立地可能性を検討します。
- 誘導施設の維持・誘導と合わせ、周辺道路の整備・改良、歩行者・自転車環境の整備を推進し、都市拠点エリアの快適性・安全性の向上を図ります。
- 既存商店街の賑わい創出に向けて、起業者への支援を推進します。
- 生活サービス施設の機能強化・定着に向けて、就業支援制度を継続するとともに、テレワーク*などライフスタイルに応じた労働環境づくりを促進します。

公共資産の有効活用に向けた施策

- 公有地や公共施設を活用し、生活サービス機能や住民活動の場の維持・確保を推進します。
- 公共施設のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい環境の整備を推進します。
- 財源の確保や維持管理経費の削減などの観点から、用途を廃止した施設や未利用となっている公有財産は、売却・貸付などを推進します。
- 都市のスポンジ化*対策として、地域コミュニティやまちづくり団体などのノウハウを活かした低未利用地の利活用を促進します。
- 公共施設は、予防保全型の維持管理により施設の長寿命化とライフサイクルコスト*の縮減を図るとともに、サービス水準の維持・向上に努めます。

公共交通の施策**地域公共交通の維持・充実にに向けた施策**

- JR奥羽本線（山形新幹線）や山交バスは、生活に欠かせない地域公共交通として財政的支援を継続するとともに、関係自治体と連携しながら利用促進に努めます。
- 地域の人口分布や年齢構成、ニーズに合わせ、福祉バスの路線を見直します。
- JR奥羽本線（山形新幹線）や山交バス、福祉バスを補完する地域公共交通として、大石田町高齢者タクシーのサービスを継続します。
- 雨天時や冬期のバス利用環境を改善するため、バス停の整備について検討します。

新たな公共交通サービスの導入に向けた施策

- AI*や自動運転、MaaS*などの新たな交通技術・サービスについて、将来的な導入可能性について検討します。
- 山形県地域公共交通活性化協議会へ参画し、山形県や市町村と連携しながら広域的な公共交通ネットワークの形成を図ります。

**低未利用地の管理・
利用施策****低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等の設定**

○市街地内の空き家や空き地などの低未利用地は、景観の悪化、地域の魅力や防災性の低下といった外部不経済を招き、居住や生活サービス施設の維持・誘導のうえで支障となることが懸念されるため、以下の指針に基づき所有者や地域住民による有効利用及び適正な管理を促します。

【低・未利用地の管理指針】

○大石田町空き家等対策計画に基づき、所有者などに対して、適切な管理の指導に努めます。

○低未利用地の所有者などの求めに応じ、利用及び管理に関する必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を実施します。

○本町を取り巻く豊かな自然環境や舟運文化の歴史的なまち並みを保全するため、維持修繕や改修などの対策を促進します。

○所有者などが不明な空き家や空き地は、特に管理不全に陥る可能性が高いことから、課税台帳や登記簿から所有者などの特定に努めます。

【低・未利用地の利用指針】

○居住誘導区域・都市機能誘導区域の低・未利用地は、住居や生活サービス施設の立地誘導を推奨します。

○低未利用地の利用を促進するため、大石田町空き家バンク^{*}の制度を充実し、活用を推進します。

○低未利用地を使いやすい土地とするため、都市計画道路や流雪溝の整備を推進します。

○複数の低未利用土地を一体的に利活用することが適当な場合は、低未利用土地権利設定等促進計画制度^{*}の活用を検討します。

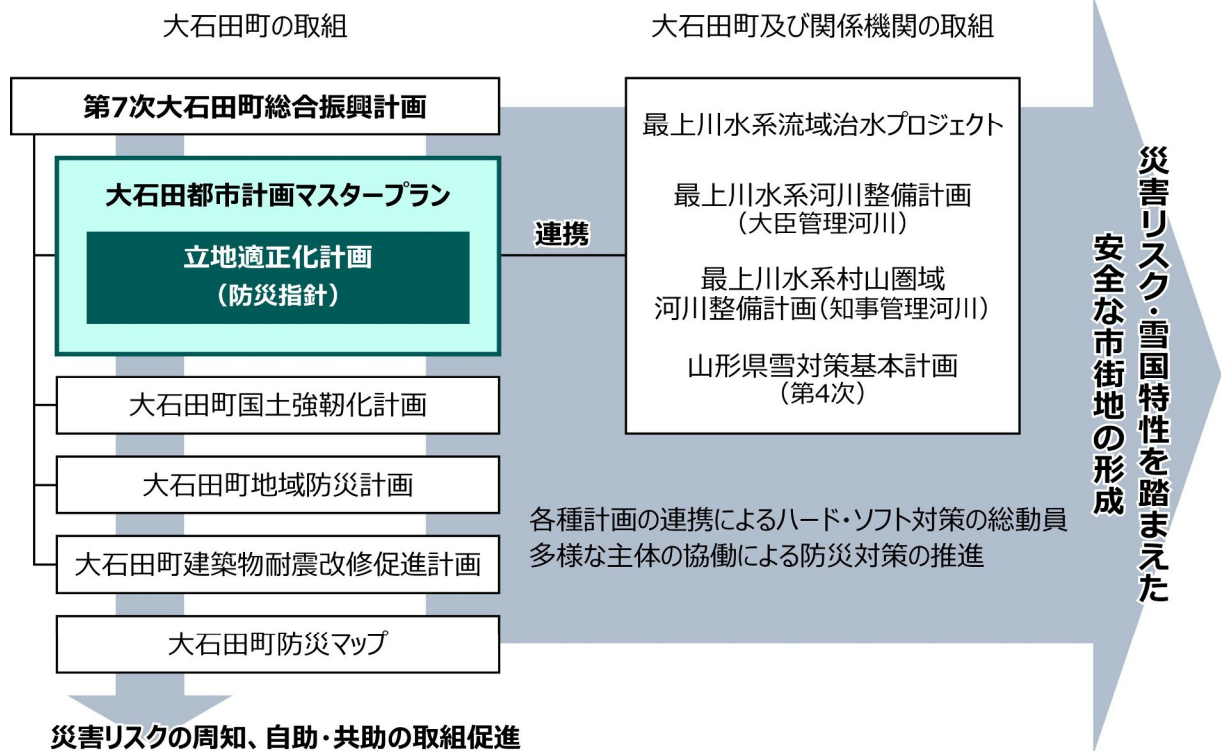
5 防災指針

地球温暖化や気候変動の影響により、全国的に大型台風や局地的な集中豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化しています。本町においても、令和2年7月豪雨では最上川が氾濫し、甚大な被害が発生しています。こうしたことから、立地適正化計画においては、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、防災指針を定めることが求められています。

本町の防災に関する計画としては、大石田町国土強靱化計画（本町策定）や大石田町地域防災計画（本町策定）、最上川流域治水プロジェクト*（最上川流域治水協議会策定）などがありますが、本計画の防災指針は、これらの計画と連携しながら居住誘導区域及び都市機能誘導区域において安全な市街地を形成するために定めるものです。

これにより、「1 目指す市街地像」に示す「目指す市街地の姿③ 災害リスク・雪国特性を踏まえた安全な市街地の形成」の実現を目指します。

▶ 防災指針の位置づけ



安全な市街地の形成に向けた方針

本町の居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、可能な限り災害危険性の高いエリアを除外して設定しています。しかし、かつて最上川が山形県の交通路として重要な役割を果たしており、羽州街道と最上川水運を結ぶ流通の拠点河岸として賑わいをみせていた本町では、最上川の周辺に市街地が形成されている特性上、水害リスクを全て排除することは極めて困難といえます。

地震災害については、死者が発生するような甚大な被害には見舞われていないものの、2011年（H23）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では建物被害が3棟あったほか、同年の宮城県沖の地震では人的被害（軽症）に加え、多数の建物・道路被害が生じています。このほか、2013年（H25）には豪雪による災害救助法が適用されるなど、豪雪地帯に位置する本町では雪害対策も重要となっています。

そのため、本町においては、頻発化・激甚化する災害には上限がないという認識に立ちつつ、可能な限り被害を低減するため以下の方針に基づき施策を進めます。

方針	施策の方向性
① 災害リスクを回避するまちづくり	▶ 大型ハードの整備や土地利用の規制・誘導などにより、市街地における致命的な被害を回避し、地域の重要な機能を維持する
② 災害リスクを低減するまちづくり	▶ 被害の完全な回避は不可能との認識に立ち、避難を前提とした防災機能・体制の強化により被害を低減し、命を守ることを最優先とする

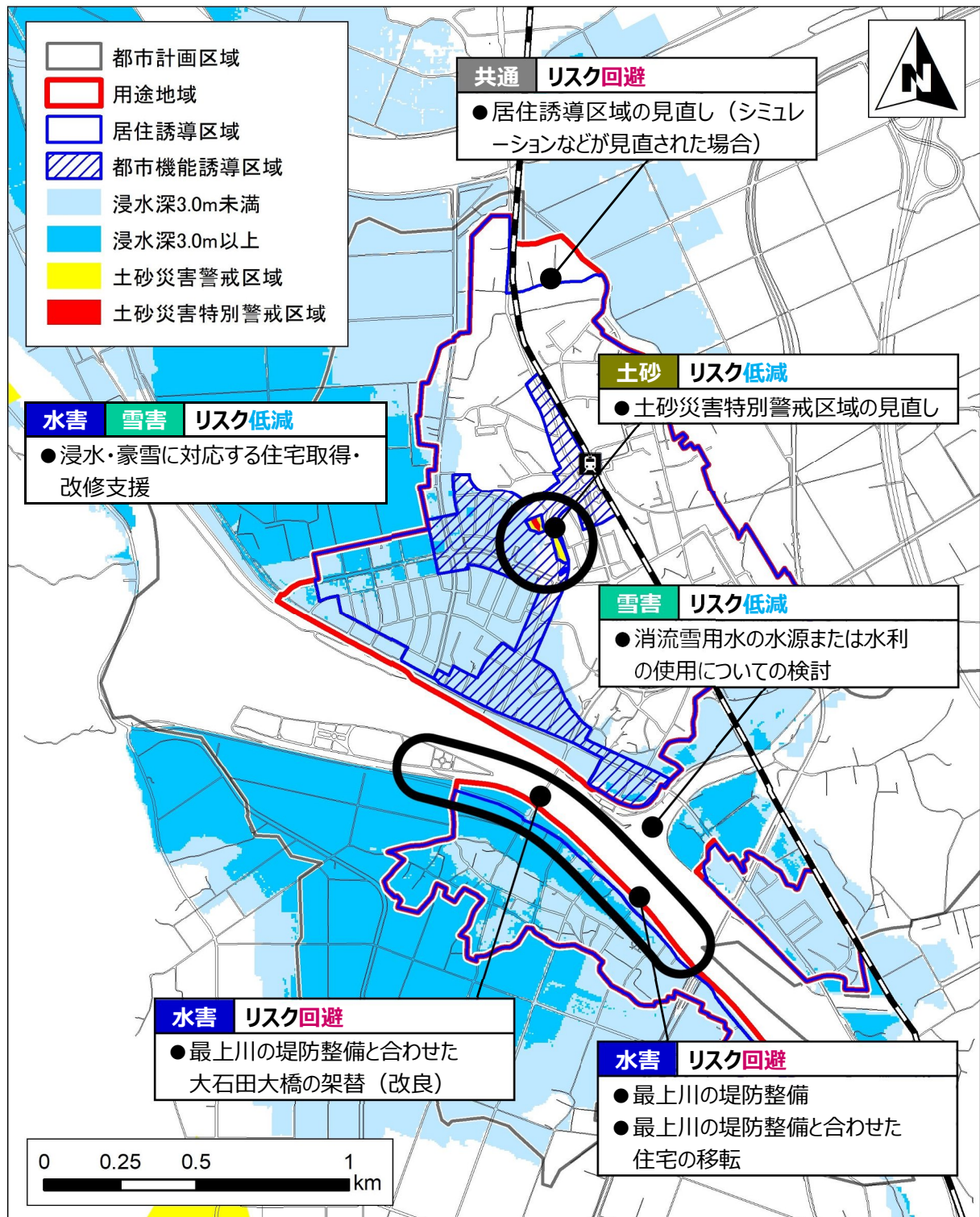
具体的な施策とスケジュール

安全な市街地の形成に向けた2つの方針に基づき、重点的に推進していく施策とそのスケジュールを以下に整理します。

太字…特に重点的に取り組む施策 実施時期…短期：概ね5年、中期：概ね10年、長期：概ね20年

方針	災害種別	施策	主体	実施時期		
				短期	中期	長期
災害リスクを回避するまちづくり	水害	最上川の堤防整備、河道掘削【新規】	国	→	→	
	水害	最上川の堤防整備と合わせた住宅の移転、大石田大橋の架替（改良）【新規】	国・町	→	→	
	共通	居住誘導区域の見直し【継続】	町	→	→	→
災害リスクを低減するまちづくり	水害 雪害	浸水・豪雪に対応する住宅取得・改修支援【新規検討】	町	→		
	水害	内水*処理施設の整備・強化【継続】	町	→	→	→
	水害	洪水ハザードマップの周知及びマイ・タイムライン*の普及【継続】	町・住民	→	→	
	雪害	流雪溝・消雪設備などの整備【継続】	町	→	→	
	雪害	消流雪用水の水源または水利の使用についての検討【継続】	町	→	→	→
	雪害	多様な主体の相互連携による除雪支援体制の確立【継続】	町・住民	→	→	→
	土砂	土砂災害特別警戒区域の見直し【新規】	町・県	→	→	
	地震	建築物・ライフラインなどの耐震化【継続】	町	→	→	→
	地震	避難所や防災拠点施設における再生可能エネルギーや蓄電池などの導入【継続】	町	→	→	→
	共通	指定緊急避難場所・指定避難所・避難路の見直し、または整備【継続】	町	→	→	→
	共通	感染症対策としての車中泊避難場所の設置【新規検討】	町	→		
	共通	要配慮者利用施設*における避難確保計画の策定【継続】	町・事業者	→		
	共通	自治体間の支援・受援体制の整備、企業との防災協定などの締結による応急対策の充実【継続】	町・事業者	→	→	→
共通	自主防災組織の結成や活動支援及び地域防災リーダーの育成【継続】	町・住民	→	→	→	

▶重点施策



水害 リスク低減
● 洪水ハザードマップの周知及びマイ・タイムライン*の普及

雪害 リスク低減
● 多様な主体の相互連携による除雪支援体制の確立

共通 リスク低減
● 自主防災組織の結成や活動支援及び地域防災リーダーの育成

※浸水想定区域は、想定最大規模を示しています。

▶重点施策の取組内容

方針	災害種別	施策	施策の内容
災害リスクを回避するまちづくり	水害	最上川の堤防整備【新規】 大石田大橋の架替（改良）【新規】	令和2年7月豪雨を踏まえ、「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」として国が実施する堤防整備及び大石田大橋の架替（改良）事業と連携・協力し、同規模降雨に対する浸水被害の解消を図ります。
	水害	最上川の堤防整備と合わせた住宅の移転【新規】	堤防整備に伴い移転が必要となる住民に対し、その支援を実施します。また、居住誘導区域内における移転先確保を検討します。
	共通	居住誘導区域の見直し（シミュレーションなどが見直された場合）【継続】	堤防整備や最新の知見を踏まえたシミュレーションにより浸水想定区域が見直された場合は、人口分布や土地利用の状況などを勘案しつつ、居住誘導区域の見直しを検討します。
災害リスクを低減するまちづくり	水害 雪害	浸水・豪雪に対応する住宅取得・改修支援【新規検討】	豪雪地帯に位置する本町では、高床式の住宅が多くみられますが、この構造は水害時の垂直避難*にも有効であることから、本町の風土に適した住宅として新規取得や改修時に際しての支援を検討します。
	水害	洪水ハザードマップの周知及びマイ・タイムライン*の普及【継続】	堤防整備では防ぎきれない想定最大規模（L2）*の洪水に備え、ハザードマップの周知徹底を図るとともに、自助の取組を促進するためマイ・タイムライン*の普及を図ります。
	雪害	消流雪用水の水源または水利の使用についての検討【継続】	冬期の住民生活・経済活動を守るため、これまでに整備した流雪溝の機能を活かせるよう、消流雪用水の水源または水利の使用について、国や山形県と協議・検討を進めます。
	雪害	多様な主体の相互連携による除雪支援体制の確立【継続】	共助の要となる自治会や流雪溝利用協会は、人口減少や高齢化が進行していることから、組織編成の見直しを検討するとともに、各主体の取組が効果的となるよう、体系的な除雪支援体制を確立します。
	土砂	土砂災害特別警戒区域の見直し【新規】	土地の安全性向上と有効利用のため、土砂災害特別警戒区域を調査し、危険と判断される場合は対策を講じることで、その指定解除を目指します。安全性が確認された場合は、その指定解除に向けた手続きを進めます。
	共通	自主防災組織の結成や活動支援及び地域防災リーダーの育成【継続】	自主防災組織やその活動の中心となるリーダーの担い手不足など、地域の防災・減災活動が抱える課題を克服し、共助の取組を強化するため、自主防災組織やリーダーの育成・強化を図ります。

第5章 実現化方針

1 パートナーシップによるまちづくりの推進

住民協働の推進

より良いまちづくり、持続可能なまちづくりのためには、地域の住民や団体、企業などの多様な主体との協働による取組が必要です。特に、地域の長所や課題をよく知る住民や団体、企業などの協働は、行政にとっては今までにない視点やアイデアを得られることにより、公共サービスの効率化や新しい手法を導入するきっかけになります。また、協働の取組の活性化は、自助・共助の意識を啓発し、地域コミュニティの維持・再構築にも寄与することが期待できます。

本計画の策定にあたり実施した住民意向調査では、現在、「地域活動に参加している」が39.9%、「今は参加していないが、参加したい」が12.8%となっていました（回答985件）。潜在的には地域活動への参加意欲があることから、こうした意欲を取り込み、住民協働をさらに推進するため、行政においては積極的に活動に関する情報を発信するとともに活動機会の提供に取り組めます。

官民連携の推進

地方自治体では、地域の経済力や魅力が衰退するなか、財政と人的資源がひっ迫し、民間の資金やノウハウを必要とする場面が増えている一方、地域社会とのより良い関係を構築することを重視する民間企業が増加していることを背景に、官民連携の取組が増加しています。「PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）」においては、2022年度（R4）からの10年間の事業規模目標を30兆円とし、PPP/PFI*の着実な推進を図っていくために必要な環境整備や地方公共団体への支援、体制整備などに政府一体となって取り組むこととしています。

PFIをはじめとする官民連携手法は、従来、一定規模の都市を中心に採用されてきましたが、近年は小規模都市においてもその導入が広がっています。本町では、指定管理者制度の活用は進めてきましたが、その他の手法については、経験やノウハウの不足もあり導入には至っていません。今後は、民間の新しい考え方や手法を積極的かつ柔軟に受け入れながら行政課題を解決し、サービスの充実、魅力的なまちづくりを進めるため、官民連携手法の調査・研究、人材育成、庁内体制の構築を積極的に推進します。

2 時代潮流に応じた自治体運営の推進

デジタル技術の導入

ICT*やAI*などの技術革新により、デジタル技術を活用したまちづくりの取組が活発となっています。特に、新型コロナウイルス感染症を契機とした人との接触回避、そのためのICTの導入拡大により、ライフスタイルや働き方が変容し、新しい生活様式が定着しています。国では、2021年（R3）10月に「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」ための「デジタル田園都市国家構想」を表明し、2022年（R4）6月にはその基本方針が閣議決定されました。

デジタル技術の活用は、大都市と地方都市の格差是正や行政運営の効率化、生活サービスの水準向上といったメリットが期待でき、地方自治体においてはすでにスマートシティ*の実現に向けた取組が進められています。一方、その導入・活用については、地方自治体の体制や専門知識、経験に格差が出ているとの報告もあります。そのため、本町において優先的にデジタル技術の活用が必要となる事業分野やそのために必要な庁内体制の構築、専門的な調査・研究を積極的に推進します。

広域連携の強化

全国的に人口減少・少子高齢化が進行するなか、地方自治体においては行政サービス提供のために必要な経営資源をどのようにして確保していくかが重要な検討事項となっています。本町では、2013年（H25）9月に宮城県涌谷町と友好交流協定を締結し、文化、教育、産業、まちづくりなどの幅広い分野で交流を深め、災害時には相互応援協力を行うこととしています。また、2021年（R3）1月には山形連携中枢都市圏*に加わり、山形市を中心とする7市7町による山形連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組を進めることとなりました。

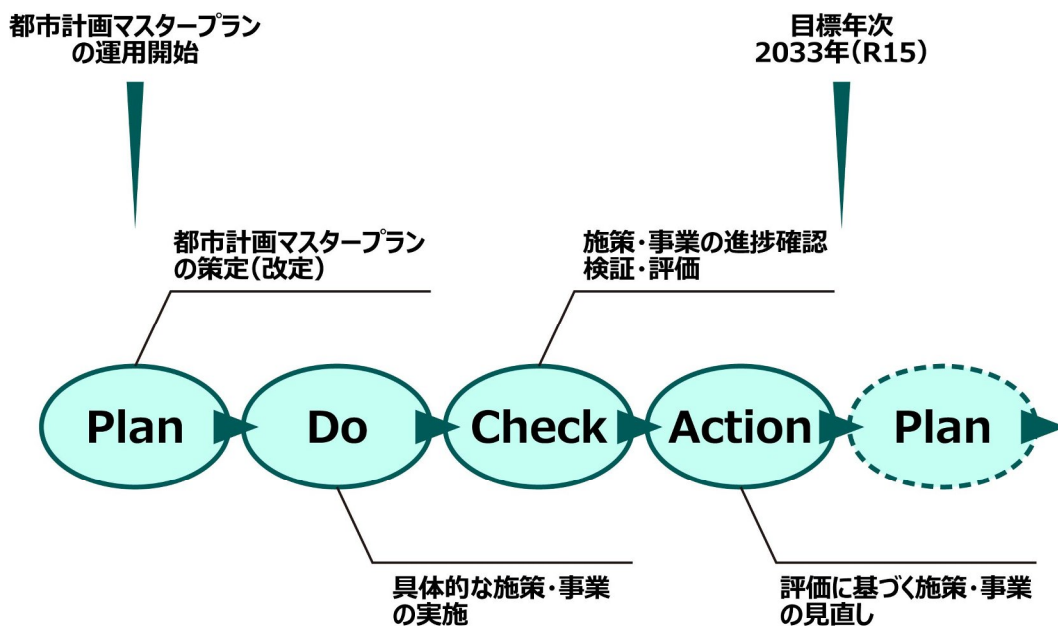
人口規模が小さい本町において生活サービス施設や公共交通サービスを確保するためには、圏域の視点で取り組む必要があります。一方で、本町はそばのまちとしての知名度や銀山温泉への連絡機能となる大石田駅を有するなど、広域観光の推進、交流人口の拡大に資する資源があります。東北中央自動車道の全線開通や国道347号の通年通行化などによる広域交通ネットワークの形成により圏域が拡大するなか、同じ課題または目標を有する地方自治体との相互連携を強化することで、圏域として生活の質の向上や経済の維持発展を図ります。

3 都市計画マスタープランの見直し

本町における土地利用や都市施設の整備といったまちづくりについては、本計画に基づき各種事業や制度を活用しながら推進していくこととなりますが、今日の社会経済情勢は目まぐるしく変化しており、変化に応じてまちづくりの考え方や関連法令も大きく見直されています。そのため、本計画のように中長期にわたる計画は、一定期間ごとに方針や施策を評価しながら、継続・改善・廃止を柔軟に判断する必要があり、計画期間内であっても必要に応じて見直すこととします。

また、計画見直しの必要性については、PDCAで進行管理しながら検討するために、第2章「まちづくり基本構想」で設定した4つの基本目標の観点で達成状況进行评估する目標指標を設定します。ただし、新型コロナウイルス感染症のように想定し得なかった事象の発生による考え方や生活の変化、技術革新やまちづくり関連事業制度の改廃などを踏まえると、今回設定する目標指標は将来的に不適当となることも想定されます。そのため、社会経済情勢の変化に照らし合わせ、目標指標についても見直ししながら、本計画の柔軟な運用を図ることとします。

▶PDCAによる進行管理のイメージ



まちづくりの基本目標①		人と自然が共生する豊かでゆとりあるまちづくり		
		▶市街地の未利用地や既存の都市基盤を活用しながら移住・定住を促進し、コンパクトながらもゆとりのある、自然と共生する豊かなまちを目指します。		
目標指標	現況値	目標値	備考	
若い世代（20代・30代）の転入数 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-土地利用の方針 ●分野別まちづくり方針-住宅・宅地供給の方針 ●立地適正化計画-誘導施策	46人/年	50人/年	○現況値は2017年（H29）から2020年（R2）の平均値。総務省住民基本台帳人口移動報告による。	
空き家などを活用した定住促進助成事業の助成件数 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-住宅・宅地供給の方針 ●立地適正化計画-誘導施策	51件	100件	○現況値は2017年（H29）から2021年（R3）の累積値。 ○大石田町定住促進助成金交付要綱に基づくものを対象とする。	
森林面積 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-土地利用の方針	4,219ha	4,219ha	○現況値は2020年（R2）。国土利用計画（大石田町計画）による。 ○森林面積は国有林と民有林の合計。	

まちづくりの基本目標②		安全・安心が実感できる災害に強いまちづくり		
		▶頻発する自然災害を教訓とした戦略的な土地利用や都市基盤の整備により、安全・安心を実感できる災害に対して強く、しなやかなまちを目指します。		
目標指標	現況値	目標値	備考	
最上川堤防整備 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-都市防災の方針 ●立地適正化計画-防災指針	—	完了		
自主防災組織率 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-都市防災の方針 ●立地適正化計画-防災指針	97%	100%	○現況値は2021年（R3）。大石田町国土強靱化計画による。	
流雪溝の整備延長 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-都市防災の方針 ●立地適正化計画-防災指針	43.2km	44.9km	○現況値は2021年（R3）。大石田町建設課資料による。	

まちづくりの 基本目標③	利便性・快適性の高い暮らしやすいまちづくり		
	▶山形連携中枢都市圏の市町による機能分担を図りつつ、日常生活圏で各種サービスを受 ける利便性の高い、快適なまちを目指します。		
目標指標	現況値	目標値	備考
総人口に占める居住誘導区域人口 の割合 【関連方針・施策】 ●立地適正化計画-誘導施策	44.8%	50%	○現況値は2020年（R2）。国勢調査 より算出。
誘導施設の新規立地数 【関連方針・施策】 ●立地適正化計画-誘導施策	—	2施設	○誘導施設は、商業施設、医療施設、 高齢者福祉施設。
都市計画道路の整備率 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-都市施設・公共施 設整備の方針	79.5%	85%	○現況値は2021年（R3）。大石田町 建設課資料による。

まちづくりの 基本目標④	地域の産業活動が盛んな活力あるまちづくり		
	▶広域交通利便性を活かした企業誘致や観光・交流人口の拡大に向けた地域の文化・資源の 磨き上げを推進し、地域活力の源となる産業が盛んなまちを目指します。		
目標指標	現況値	目標値	備考
町支援による新規立地企業数 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-土地利用の方針	—	2社	○大石田町企業立地促進条例の活用 による立地企業を対象とする。
観光者数 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-自然環境保全・景 観形成等の方針	31万人/年	37万人/年	○現況値は2020年度（R2）。山形県 観光者数調査による。
町民交流センター「虹のプラザ」の 利用者数 【関連方針・施策】 ●分野別まちづくり方針-自然環境保全・景 観形成等の方針	4.8万人/年	7万人/年	○現況値は2018年（H30）から2021 年（R3）の平均値。大石田町教育 文化課資料による。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止 のため、緊急事態宣言が発令された 2020年（R2）は除く。

資料編

1 策定経緯

2021年度（令和3年度）

6月	大石田町都市計画マスタープランの策定に着手
9月	町民意向調査 →アンケート形式の町民意向調査 →9月28日（9月27日発送）～10月15日
11月	第1回庁内検討委員会 →都市計画マスタープランについて →大石田町の現況について
2月	第2回庁内検討委員会 →町民意向調査の結果について →「第1章 基本的事項」「第2章 まちづくり基本構想」について

2022年度（令和4年度）

5月	第3回庁内検討委員会 →町民意向調査の結果について →「第3章 分野別まちづくり方針」について
6月	令和4年度大石田町都市計画審議会（第1回） →大石田町都市計画マスタープラン案の中間報告 第1回町民懇話会 →都市計画マスタープランについて →「第1章 基本的事項」「第2章 まちづくり基本構想」について
7月	第4回庁内検討委員会 →「第4章 立地適正化計画」について
10月	第2回町民懇話会 →「第3章 分野別まちづくり方針」について
11月	第5回庁内検討委員会 →「第4章 立地適正化計画」「第5章 実現化方針」について 第3回町民懇話会 →「第4章 立地適正化計画」「第5章 実現化方針」について
12月	令和4年度大石田町都市計画審議会（第2回） →「第3章 分野別まちづくり方針」「第4章 立地適正化計画」「第5章 実現化方針」について 第6回庁内検討委員会 →パブリックコメントに向けた大石田町都市計画マスタープラン案の確認
1月	パブリックコメント →1月10日～1月20日
2月	第7回庁内検討委員会 →大石田町都市計画マスタープラン案の最終確認 令和4年度大石田町都市計画審議会（第3回） →大石田町都市計画マスタープラン案の最終報告

2 用語解説

数字・アルファベット

- AI**…Artificial Intelligenceの略称で、人工知能のこと。情報の処理、判断、推測などの人間の知的活動をコンピュータプログラムによって再現する技術。
- ICT**…Information and Communication Technologyの略称で、情報通信技術のこと。また、通信技術を活用した情報や知識を共有（コミュニケーション）も含めた概念。
- MaaS**…Mobility as a Serviceの略称で、従来の交通手段・サービスに、自動運転やAIなどのさまざまな技術を掛け合わせた次世代の交通サービスのこと。
- PPP/PFI**…PPP（Public Private Partnership）は、公共と民間が連携し、互いの強みを生かすことで最適な公共サービスの提供し、地域の価値や住民満足度の最大化を図ることで官民連携とも呼ばれる。PFI（Private Finance Initiative）は、PPP（官民連携）の一つで、公共施設などの建設、維持管理、運営について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する手法。
- SDGs**…Sustainable Development Goalsの略称で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。2015年（H27）に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年（R12）までの国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。
- SNS**…Social Networking Serviceの略称で、社会的な繋がりを作り出せるネットワーク上のサービス。個人の考えや撮影した写真・動画などを発信・共有し、人との交流を楽しむコミュニティ型のサービスで、代表的なものとして、YouTube（ユーチューブ）やFacebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）などが挙げられる。
- UIターン**…Uターン、Iターン、Jターンの総称で、大都市圏から地方に移住すること。Uターンは、地方から都市に移住した人が再び故郷に戻ること、Iターンは、都市から出身地とは違う地方に移住すること、Jターンは生まれ育った故郷から進学や就職で都会に移住した後に故郷に近い地方都市に移住すること。

- ZEH（ゼッチ）**…Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。省エネルギー化したうえで太陽光発電などを導入することで、1年間の消費エネルギーより住宅でつくったエネルギーのほうが多い、または差がゼロになる住宅。

あ行

- 空き家バンク**…空き家の利活用を目的に、所有者から集めた物件情報をホームページなどで公開し、取得希望者に提供する制度。
- インバウンド**…外から中に入ってくる、内向きという意味の英語であるが、観光・旅行業界では訪日外国人、訪日旅行という意味で使われる。
- ウィズコロナ・アフターコロナ**…ウィズコロナは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とどのように共存して生活していくか、アフターコロナは、新型コロナウイルス感染症が収束した後はどうしていくべきかという意味で用いられる。ポストコロナは、アフターコロナと同様の意味で用いられる。

か行

- カーボンニュートラル**…二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（カーボン）の排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロ（ニュートラル）にすること。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域**…想定し得る最大規模の降雨（L2）により河川が氾濫した場合、家屋などの一般的な建築物が倒壊・流出する危険性が高い区域。家屋倒壊等氾濫想定区域は、堤防の決壊又は洪水氾濫流により木造家屋の倒壊のおそれがある区域（氾濫流）、洪水時の河岸侵食により木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域（河岸侵食）の2種類がある。
- かおり風景100選**…単に悪臭公害を防止することだけに着目するのではなく、日本の自然や伝統・文化に係わる「よいかおり」を保全することを通じて、環境の快適性を確保・創造しようとする取組。環境省が選定する。山形県下では3件となっており、本町は「大石田町そばの里」として選定されている。

- 合併処理浄化槽設備**…し尿と生活雑排水（台所や洗濯、風呂などの生活排水）をまとめて処理する浄化槽、またはその設備。
- 既存ストック**…ストックとは「在庫」「手持ち」を意味する。都市計画では、これまでに整備されてきた（既に整備されている）道路・公園などの都市基盤や住宅、公共公益施設などをいう。
- 繰入金**…一般会計、特別会計及び基金（特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する資金）の間で、相互に資金運用をするもの。他の会計からその会計に資金が移される場合を繰入、その会計から他の会計に資金を移す場合を繰出という。
- グリーン購入**…製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを選んで購入すること。
- 計画規模（L1）**…河川整備の基本となる降雨の規模。これによって浸水することが想定される区域及び水深を計画規模の浸水想定区域、浸水深という。一級河川の主要区間における計画規模は1/100～1/200である（平均して100年～200年に一度の割合で発生する洪水流量を目標として整備されている）。L1とはレベル1のことで、これに対して想定最大規模はL2（レベル2）となる。
- 建築協定**…良好な生活環境を確保・維持するため、住民の自主的な合意により建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を定める協定。
- 合計特殊出生率**…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す指標。現在の人口を維持するためには、合計特殊出生率2.07以上が必要となり、これを人口置換水準という。
- 公債費**…地方公共団体が発行した地方債の元利償還（元金と利子の返済）などに要する経費。財政規模に対して公債費の割合が高いと、歳出構造が硬直化し、他の行政サービス実施に影響が生じる。
- 国立社会保障・人口問題研究所**…厚生労働省に附属する国立の研究機関。人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、国の制度設計・政策立案に不可欠な基礎資料を提供するとともに、その研究成果を社会に提供することで国民の福祉向上に貢献することを目的とする。
- コンパクトシティ・プラス・ネットワーク**…人口減少・高齢化が進むなか、地域活力を維持するため、医療・福祉・商業などの生活サービス施設がまとまって立地する利便性の高い市街地を形成し、公共交通と連携しながらコンパクトなまちづくりを進める考え方。

さ行

- サービス付き高齢者向け住宅**…介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。介護を必要とする方が介護サービスや生活支援を受けて暮らす有料老人ホームとは異なり、賃貸形式の住宅である。利用者は比較的介護度が軽い方や自立している方が多い。
- シェアハウス**…一つの住居を複数人で共有して暮らす賃貸住宅。
- 自然減少**…出生・死亡に伴う人口の動きを自然動態といい、自然減少は、死亡者数が出生者数を上回る状態。出生者数が死亡者数を上回る状態を自然増加という。
- 社会減少**…転入・転出に伴う人口の動きを社会動態といい、社会減少は、転出者数が転入者数を上回る状態。転入者数が転出者数を上回る状態を社会増加という。
- 住宅セーフティネット**…低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、被災者などの住宅の確保が困難な者に対して居住を支援する仕組。
- 森林環境譲与税**…2019年（H31）3月に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく税制度。地方自治体が地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を実施するための財源として活用される。
- 垂直避難**…水害や土砂災害などの災害発生時、建物の2階以上の安全を確保できる高さに移動する避難。
- スマートシティ**…ICTなどの活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組。
- スマートハウス**…情報技術を活用してエネルギーを賢く利用する住宅。エネルギーをつくる（創エネ）、貯める（蓄エネ）、消費を抑える（省エネ）の3点からエネルギーの全体をマネジメントできる住宅。

- スローライフ**…時間に追われず、ゆっくりと余裕のある暮らしを楽しむという考え方、またはそうした生活様式。
- 生物多様性**…生きものの多様さ、そのつながり。生物多様性は、①生態系の多様性（いろいろなタイプの自然のこと）、②種の多様性（いろいろな種類の生きものがいること）、③遺伝子の多様性（同じ種でも個体によって形や模様、生態などに多様な個性があること）という3つのレベルがあるとされる。
- 想定最大規模（L2）**…1/1,000年確率の降雨の規模。これによって浸水することが想定される区域及び水深を想定最大規模の浸水想定区域、浸水深という。1年間に発生する確率が1/1,000（0.1%）の降雨であり、発生確率は小さいが、規模が大きな降雨であることを示す。L2とはレベル2のことで、これに対して計画規模はL1（レベル1）となる。
- 超小型モビリティ**…自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人から2人乗り程度の車両。
- 低未利用土地権利設定等促進計画制度**…市町村が低未利用地の地権者と利用希望者とをコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権を設定する計画で、低未利用地の利活用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とする制度。
- デマンド型交通**…予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービス。定時・定路線のバスや電車とは異なり、需要（デマンド）に応じて柔軟に運行する公共交通システム。
- テレワーク**…tele（遠く）とwork（働く）の二つが合わさった造語で、情報通信技術を活用し、場所や時間の制約を受けずに仕事ができる柔軟な勤務形態の一つ。リモートワークとおおむね同様の意味。

た行

- タイムライン**…関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定・共有し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。マイ・タイムラインは、個人のタイムラインであり、自分自身の防災行動を整理した計画。
- 地域優良賃貸住宅制度**…高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、居住の安定に特に配慮を要する者に対して賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備費用や家賃の減額を助成する制度。
- 地区計画**…良好な環境の街区を形成するための計画。一定範囲を対象に土地利用や都市基盤の配置をルール化し、地区の実情に応じた都市づくりを誘導するために決定する。
- 地方債**…地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの。端的には地方自治体の借金。
- 地方創生**…人口急減・超高齢社会への対応、東京圏への一極集中の是正に向けて、各地域が特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生すること。
- 長期優良住宅**…長期間、良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。基準に適合する場合にその認定を受けることができる。認定を受けた場合、住宅ローンの金利引下や不動産取得税などについて特例措置が受けられる。
- 特殊堤防**…コンクリートや鋼矢板（鉄を板状にしたもの）などで築造した堤防。一般に堤防は土堤であるが、用地取得が困難な地域や機能上の特殊性などの事情がある場合に用いられる。
- 都市のスポンジ化**…都市内で空き地や空き家などが散発的に発生し、小規模な未利用地が増えていくことで、密度がスポンジのように低下していくこと。都市の密度が低下することで、生活サービス施設の縮小や撤退、経済活動の停滞、インフラ整備・維持管理の非効率化、コミュニティの存続危機、景観や治安の悪化などの問題が顕在化することが懸念される。

な行

- 内水**…堤防の内側（市街地側）に降った雨を意味するもので、大量の雨により排水機能が追いつかず、土地や建物が水に浸かることを内水氾濫という。堤防の外側（河川側）の水を外水といい、河川氾濫を外水氾濫ともいう。
- 二地域居住**…主な生活拠点となる都市と別の地方の2つの地域に生活拠点を置く暮らしのこと。
- 農業集落排水処理施設**…農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設、またはその整備のための事業。
- 農地中間管理機構**…高齢化や後継者不足などの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家への貸し付けを仲介する公的機関。

は行

- 扶助費**…社会保障制度の一環として、障がい者・高齢者・児童などへ福祉サービスを提供するために支出する経費。児童手当や生活保護費、障害者福祉手当、医療費助成などの費用が該当する。
- 文人墨客**…詩文や書画などの風流に親しむ人。舟運の中継地として栄えた本町は文化の交流地でもあり、松尾芭蕉や正岡子規、斎藤茂吉、金山平三、小松均などが訪れた。

や行

- 家賃算定基礎額**…公営住宅法施行令で定められる住宅使用料の算定の基になる額。入居者の収入に応じて8段階の区分で設定されており、収入が多いほど基礎額も高くなる。
- 山形連携中枢都市圏**…人口減少・少子高齢社会へ向かうなか、地域において相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点の形成を目指すもの。本町は、山形市を中心都市とする7市7町で連携協約を締結し、山形連携中枢都市圏ビジョンに基づき連携事業に取り組んでいる。
- ユニバーサルデザイン**…年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品や建物、空間を設計（デザイン）すること。バリアフリーは障がい者や高齢者などの生活の支障を除去する考え方であるのに対して、ユニバーサルデザインはすべての人を対象に最初から支障のない設計とする考え方であり、概念としてバリアフリーはユニバーサルデザインに含まれる。
- 要配慮者（利用施設）**…要配慮者は、災害情報の把握や避難、生活手段の確保など、防災施策において特に配慮を要する方で、高齢者、障がい者、乳幼児などが該当する。要配慮者利用施設は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設。要配慮者利用施設の管理者や所有者は、市町村長に対して、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施・訓練結果の報告が義務付けられている。

ら行

- ライフサイクルコスト**…製品や構造物などの製造費のみならず、企画・設計から、製造・建設、販売、維持管理、廃棄に至る全ての過程で発生する費用の総額。
- 流域治水プロジェクト**…流域治水とは、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策。本町を流れる河川は最上川水系に含まれており、本町は、最上川流域治水協議会一員として最上川水系流域治水プロジェクトに取り組んでいる。

大石田町都市計画マスタープラン 2023年（令和5年）3月

大石田町建設課

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

TEL : 0237-35-2111

FAX : 0237-35-2118